

第25回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成22年3月2日（火）15時30分～17時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 片山 善博（慶應義塾大学教授）
副議長 豊 秀一（日本新聞労働組合連合中央執行委員長）
清原 慶子（三鷹市長）
中川 英彦（前京都大学大学院教授）
松永 真理（バンダイ社外取締役）
長見 万里野（全国消費者協会連合会事務局長）
吉永 みち子（作家）
古賀 伸明（日本労働組合総連合会会長）

（日弁連）

会長 宮崎 誠
副会長 田中 等、荒 中、細井 土夫、小林 優公、藤本 明
事務総長 丸島 俊介
事務次長 伊東 卓、柳 志郎、椛嶋 裕之、森 徹、相原 佳子、
大橋 勝晴
広報室長 浅見 雄輔
十和田ひまわり基金法律事務所前所長 林 信行
弁護士過疎・偏在対策総合政策ワーキンググループ座長 吉岡 桂輔
日弁連公設事務所・法律相談センター委員長 太田 治夫
法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士 谷口 太規
法テラス安芸法律事務所常勤弁護士 鎌田 毅
法テラス可児法律事務所常勤弁護士 太田 晃弘

1 開会

（伊東事務次長）

それでは、第25回日弁連市民会議を始めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。今日は、新しい委員として古賀伸明さんにご参加いただいております。古賀さんは、現在、日本労働組合総連合会連合会長にご就任されております。後でご挨拶を頂戴いたしますので、そのときによろしくお願ひいたします。

それから、日弁連の側の出席者をご紹介しますが、こちら浅見室長から一言ご挨拶

をいただく形でぐるっと回りたいと思います。

(浅見広報室長)

広報室長をやっております浅見と申します。今回の資料の中で、日弁連新聞入っていますが、前回の市民会議の記事を書かせていただきました。不都合、もしあれば私の全責任でございます、後ほど懇親会の席でクレームを言っていただければ したいと思いません。よろしくお願いいたします。

(藤本副会長)

副会長の藤本です。今日の議題とあまり関係ないですけれども、人権とか消費者のほうを担当しています。よろしくお願いいたします。

(小林副会長)

副会長の小林です。職域問題を担当しております。よろしくお願いいたします。

(荒副会長)

副会長の荒でございます。本日議題になっていきます民事法律扶助援助事業などをやっています。法テラスのほうを担当しております。あとは高齢者や障害者の支援というところを担当しております。よろしくお願いいたします。

(宮崎会長)

会長の宮崎でございます。大阪弁護士会出身でございます。よろしくお願いいたします。

(丸島事務総長)

事務総長の丸島でございます。いつもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

(田中副会長)

副会長の田中等です。この会議、それから総務・経理・修習などを担当しています。よろしくお願いいたします。

(伊東事務次長)

事務次長の伊東でございます。この市民会議の担当もさせていただいております。よろしくお願いいたします。

(大橋事務次長)

事務次長の大橋です。事務局です。よろしくお願いいたします。

(伊東事務次長)

まだ来ていない方もいらっしゃると思いますが、とりあえずこれで進めさせていただきたいと思えます。

続きまして、配付資料の説明をさせていただきます。当日配付資料と事前配付資料がございますが、まず事前の配付資料のほうから説明をさせていただきます。こちらのほう、今日の議題が1、2とございまして、1が法律扶助の現状と課題、2が弁護士過疎・偏在対策についてということで、その資料を用意してございます。

資料番号96を開けていただきますと、法律扶助についての関連資料が付けてございます。

それから 13 ページにまいりますと、弁護士過疎・偏在の関連資料が付いております。17 ページを見ていただきますと、弁護士ゼロ・ワンマップというものが付いております。これが 2010 年のものでございますが、1 枚捲っていただいて 97-3 が同じゼロ・ワンマップの 93 年のものでございます。それから、資料 97-4 が弁護士ゼロ・ワン地裁支部の変遷という表でございます。それから 97-5 が、日弁連で運営しております法律相談センターの一覧表ということで出ております。97-6 を見ていただきますと、ひまわり・スタッフの配置地域というのが一覧になっております。それから 97-7 ですけれども、こちらが定着支援・経済的支援という事業、日弁連で行っていますけれども、その実績を表したものでございます。それから 97-8、30 ページを見ていただきますと、こちらは裁判官ゼロマップ、検察官ゼロマップというものでございますので、併せてご覧ください。

それから事前配付資料といたしましては、先ほど広報室長からお話がありました日弁連新聞、こちら一面ですが、2 月号に前回の市民会議についての記事を掲載しております。それから、前回の議事録の案、それとパンフレットが数点ございます。

1 つが、「津々浦々にひまわりの花を」というもの、これはひまわり公設事務所のご案内のパンフレットです。それから「スタッフ弁護士になりませんか？」というものがございます。こちらは法テラスのスタッフ弁護士に関するご案内のパンフレットになります。それからもう 1 点が、「地方で独立開業してみませんか？」というご案内のパンフレットでございます。

それから、本日の配付資料でございますけれども、2 点ほどございます。1 点が資料 96-2 というものです。法律援助事業における財源問題について、これ後で説明いただきますけれども、財源問題について今ピンチの状況にあることを説明する際の資料でございます。

97-9 が、議題 2 のほうにつきまして、過疎・偏在についての概要説明のペーパーでございます。

それから、本日この会議終了後に懇親会を予定しておりますので、この懇親会を予定しております松本樓の地図、それから席次の図が併せて付いておりますのでご覧ください。資料は以上でございます。

それでは、今後の進行は片山議長、よろしくお願いたします。

2 開会の挨拶

(片山議長)

それでは委員の皆様、お忙しい中今日はお出席いただきましてありがとうございます。今日は、フット委員が所用のため欠席をされておられます。それでは、これから第 25 回の市民会議を開会させていただきます。

3 宮崎誠日弁連会長挨拶

(片山議長)

最初に、宮崎会長から一言ご挨拶をお願いします。

(宮崎会長)

宮崎でございます。今日は、第25回日弁連の市民会議を開催しましたところ、本当に忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。

今日は、セーフティネット系の事業について、いろいろこちら側から説明をし、皆様方の忌憚のないご意見を賜りたいと、このようなことでございます。

ご承知のとおり、今月は自殺対策強化月間ですか、世界に冠たる自殺王国でございますが、いつの間にそういう大国になってしまったのかということは別の問題といたしまして、われわれ現場でセーフティネットを何とか構築したいということでやっておりますが、今日はその中で、日弁連が会員から集めたお金でまかなってきた事業が、あまりに件数が広がりすぎて財政ピンチを来しているというお話も、またさせていただこうかと思っております。

さて、日弁連会長選挙につきましては、いろいろ皆様方ニュースになっておりますのでご承知のことかと思えます。私としては、本来ここに新しい次の会長が出席して、ご挨拶ぐらいいただくべきかなと思うのですが、残念ながらそういう状況ではありません。

やはり法曹人口問題が、地方にとってあまりに急激であるということで、地方はニーズ自体がさほど広くないわけですから、新しい業務を切り開くといっても少し時間がかかるわけでありまして、法廷業務のみをやっておりますと業務量はアップアップの状況でありますし、またそういうところでこれ以上増やしてもらいたくないという思いが強いかと思えます。

ただ、それとともに日弁連としてやや反省をしなければならないかと思えますのは、この間裁判員裁判、あるいは被疑者国選などで、やはり地方の皆様方、少ない人数の地方の弁護士の皆様方に、いろいろな仕事をお願いしてきたというところがあります。特に、裁判員裁判などは検事に比べて弁護士の弁護の質が落ちるのではないかといいまして、すぐ地方の弁護士会さんに、お前たち研修が足らんのではないかとか、それが極めて上から目線だといって、地方の反発を受けるとか、あるいは、今日もありますように自殺の、あるいは貧困、労働の関係のセーフティネット、ワンストップサービスの業務に、政府からも「弁護士も参加しろと、予算はどこにもないから、みんなただでやってくれ」という要請に応じて地方の弁護士会にお願いする。そういうところもいろいろないまぜになりまして、どうも中央は地方の弁護士の実情を知らないのではないかという反発になったのではないかと考えているところです。

しかしながら裁判員裁判もそうですけれども、検察審査会制度なども、検察のそういう起訴裁量にメスを入れたというので、ドラスティックな制度改革などもだんだん緒に就いてきたかなと。ここを踏ん張って努力をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

4 古賀申明新委員挨拶

(片山議長)

ありがとうございました。次に、先ほども伊東次長さんのほうからお話がありましたが、市民会議に新しく就任されました古賀申明新委員に、一言ご挨拶をお願いいたします。

(古賀委員)

ご紹介いただきました古賀でございます。前任者は高木がやっております、よくご存知のように、高木は司法制度改革の議論のときに、その委員のメンバーとして入っておりますので、その道には精通しているといったら叱られますけれども、しかし私は全く素人でございますけれども、素人の目線から様々な勉強もさせていただきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしく申し上げます。

5 議事録署名人の決定

(片山議長)

ありがとうございました。それでは、議事録署名人を決めたいと思います。順番で松永委員と今の古賀委員をお願いしたいと思いますので、お二人よろしくをお願いいたします。

6 議事

議題

法律扶助制度の現状と課題

(片山議長)

それでは、議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきますが、それでよろしいですね。では、本日の議題ですが、今回は先ほどもお話がありましたけれども、弁護士へのアクセスというテーマを皆さんで議論し検討していきたいと思っております。

第1の議題として、「法律扶助の現状と課題」について、まず日本司法支援センター推進本部を担当されておられます荒副会長と、森事務次長にご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

(荒副会長)

それでは、座ったままでご報告をさせていただきます。先ほど会長からお話がありましたが、地方の代表として日弁連のほうに来ておりますけれども、仙台弁護士会の荒でございます。名字と名前が読みにくいと言われまして、荒というのは福島県の相馬にしかない名字で、出身地を背負っております、中というのは、どうしてこういう名前をつけたのか、みんなに読んでいただけないのですが、ただしと読みます。よろしくをお願いいたします。

私は、今ご紹介いただきましたとおり、日本司法支援センター推進本部のほうの担当副会長として、約1年間これまで活動してきましたけれども、そこでいろいろ経験したこと、

集積してきた知識などを皆様方にわかりやすく説明させていただければと思っております。

平成 18 年 4 月には、いろいろな制度改革が行われました。今から 4 年前になりますけれども、1 つは皆様方ご承知かもしれませんが、全国に地域包括支援センターという厚生労働省側の事業で 3,900 か所以上、高齢者の支援をするという制度として地域包括支援センター、大体中学校区に 1 つぐらいの割合でできました。

同時に、このときには公益通報者保護制度というのもできたかと思いますが、それと併せて日本司法支援センターが産声を上げました。全国に 50 の地方事務所、北海道だけ 4 つで、他の 46 都府県は 1 か所ずつですけれども、50 か所に地方事務所を設けリーガルサービスを提供する、あるいはそれを支援していくということで立ち上がりました。

実際には、平成 18 年 10 月から事業を開始したわけなんですけれども、この新しく立ち上がった、今流行の独法というようなところで、独立行政法人として産声を上げたわけなんですけれども、ちょっと一般の独立行政法人とは違った形で立ち上がっているのですが、それは今日はおいておきます。

その司法支援センターは、5 つの業務を柱として仕事をしている。1 つは、情報の提供を行う。日本全国の市民に対して、リーガルサービスについての情報の提供を行う。あとは、今やっています裁判員裁判をはじめ、国選、国が弁護人を選任するという業務、国選業務をやっています。3 つ目が、今日お話をする民事法律扶助に関わる業務、お金のない人に対し、国からの事業資金などが入っているわけですが、それを立替金として弁護士や司法書士に立て替える。それで弁護士や司法書士が業務を展開するという民事法律扶助業。4 番目は、犯罪被害者支援という業務をやっております。5 番目は、司法過疎対策。全国津々浦々という意味で、どこに住んでいようがその人にリーガルサービスを提供するという司法過疎対策。

この情報提供、国選、民事法律扶助、そして犯罪被害者、司法過疎というのが、ここがやる事業になるわけですが、それと併せて、他からの委託事業として 1 つやられているのが、日本弁護士連合会が法テラスに対し委託をして事業を展開する。これが、法律援助事業ということで、民事法律扶助と言葉が類似していますが、使い分けをしています。民事法律扶助というのは、法テラスでやる本来事業。われわれのものは、自らの身銭を切って法テラスに委託をして日弁連がお金を渡してやっているのが、法律援助事業という言葉で使い分けをして仕事をやってきております。

今日は、そのうち主として民事法律扶助に関してお話をし、併せて若干先ほど会長が言っておられたように、われわれ弁護士会が身銭を切ってやっているお金が今枯渇しそうだということについても、皆様方にご理解をいただくためにちょっと触れたいと思います。

司法アクセスという言葉を目にしたことができるほど、皆さんは聞いておられるかもしれないし、われわれは本当に今耳たこ状態なんですけれども、アクセスという言葉には、本当にいろいろな意味が込められておりまして、文字通り地域性とか、時間的・場所的近接性という意味で考えられることもあるし、あるいは 24 時間 365 日行けるという常駐性といい

ますか、そういう点で切り口を捉えられる場合もある。

あるいはまた経済的な障害という形で、お金はあってどうするのという意味でのアクセス障害ということもあり得ると思います。あるいは、また高齢者や障害者のように移動を困難にしている人たちに対して、出張相談をちゃんとやっているのかと、こちらからアプローチをするようなそういう業務を展開しているのかという角度からも考えなければいけないという、このアクセスという言葉は、非常にわれわれにとっては多義的でなかなか説明しづらいところがあるんですけども、一応今言ったようなところを切り口にしてお話をさせていただくのがいいのかなと思っております。

われわれ弁護士は、全国に今、毎年増えておりまして2万 8,000 人ぐらいおります。そのうちの1万 6,000 人を超える弁護士が、プロボノ活動でもある国選業務に就くということで契約をしています。

一方、低廉なお金で民事法律扶助、いろいろな離婚事件やら破産事件などを引き受けてやるという、これはまた公益性がある業務ですけれども、それには全国の1万 2,000 人の弁護士が契約をしていて、ある人は弁護士の事務所で直接来ていただいて、そこで法律相談を受け、そして仕事を展開していくというようなことをやっています。そういう中であって法テラスが今度は様々な重要な職責を担うようになりました。

先ほど申し上げたとおり、情報提供業務というのが大きな柱の1つになっているんですけども、市民の中には、これが法律問題として解決していただくに相応しいのかどうかということすらよくわからない。あるいは、また弁護士にどういうふうにしてアクセスしていいかわからない。間を取り持つ機関がなければいけない、その間を取り持つ機関としての法テラスということになります。本当に24時間365日、情報提供をしていくということが必要になってくるわけでありませう。

そのためには、法テラスを知っていただかなければいけない。ところが、昨年の内閣府の調査では28%、法テラスを知っているという人が4人に1人しかいなかったというショッキングなデータが出てきました。法テラスのほうとしては、まずは知っていただくこと、それを皆さんにわかっていただくために様々な努力をしていかなければいけない。今年、サポーターズクラブを発足させて、はるな愛さんをイメージキャラクターとして採用したり、様々な情報を広める活動をしているところにあります。

この情報提供業務をやっているのがコールセンターということで、今高円寺のほうにあるんですけども、年間、今年でいうと問い合わせが40万件ペースで今進行しています。昨年が29万件でしたので、11万件増えるということでまずまずの成果を上げています。

情報提供業務は、地方の50の事務所でもやっております、そこも昨年は18万件だったのですが、今は25万件ペースで推移しているということで、地方、中央合わせて65万件から70万件ぐらいの情報の提供ができるような体制が整いつつある。

このコールセンターを今地方に移動するという話が出ていますけれども、地方に移動したとしても大体これからは70万件以上の、地方、中央合わせて情報提供するというような

状況になっていくのかなと思っております。

一方では、情報提供の他に先ほどの経済的なアクセスの困難性というところが1つ大事なわけで、その民事法律扶助ということでわれわれ自身も契約をして、法テラスのほうの決定を得て、法テラスのほうにお金を立て替えていただいて、われわれは仕事をするという仕事のやり方をやっているわけなんですけど、弁護士がやっている代理援助というものがあります。その他には、入口の部分での法律相談援助、代理援助、そして司法書士などが主として行う書面作成援助、この3つの援助が柱になるわけですけども、主としてわれわれがやる代理援助については、右肩上がりが増えていて20年度には8万件レベルだったものが、21年度は今は10万件ペースで推移していて、2万件ほど伸びる勢いになっています。

これは先生方ご承知のとおり、一昨年秋以降のリーマンショックに端を発した格差社会が露見していくわけなんですけれども、そこでの労働問題で様々なトラブルに巻き込まれた方々、あるいはまた貧困状態におかれて生活保護受給をしなければいけなくなった方々、そういう方々へのサービスの提供というような形で、この民事法律扶助がかなり右肩上がりが増えていく。当然のことではございますが、その端緒となるその前の段階の法律相談、これも一定収入以下の人は無料でやるわけなんですけれども、これも相当数増えているというような状況にあります。

これがにわかに、やはりセーフティネット機能はもともとあったわけなんですけれども、鳩山内閣の下で、これは拡充していかなければいけない。労働者、あるいはまた今ホームレスの方々も増えていますけど、そういう人たちを救っていくという機能をここで果たしていただくということで、先般21年度の補正予算25億をつけていただいたということで、かろうじて法テラスは財政状態を守るといって、健全な財政状態を守ることができるという状況になって、われわれはホッとしているという状況ですけど、新年度予算、枝野さんたちがやった数々の事業仕分け、非常にわれわれも心配したんですけども、そこを克服し、大体法テラスの予算の中の民事法律扶助に関わる予算、これは運営交付金というお金が104億ぐらい前年度は交付されていたのですが、22年度はセーフティネットを重視されて155億ということで、5割増で予算をつけていただきました。今回の緊縮財政の中で極めて突出した形で、われわれのほうは認めていただいたのかなと評価しております。このお金を法律相談、代理援助、署名作成援助というようなところに使っていくということができるので、新年度も何とかそれをわれわれのほうで支えていけるのかなと思っています。

時間のほうが限られているのであれなんですけれども、こういう形でわれわれとしては、民事法律扶助の拡充に向けた作業こそが、格差社会に対するわれわれなりの使命を果たすことになるということで頑張ってきているんですけども、やはりここで見えてきている課題が、今日お集まりの先生方にわかっていただかなければいけない。

1つは、日本の民事法律扶助の特徴は、償還制になっている。生活保護の人であっても返しなさいと、分割払いというそういう扱い、仕組みになっています。われわれ弁護士会

が、そういうことは問題でしょうということで、宮崎執行部がずっとこの2年がかりでやってきたわけなんですけれども、やっとこの1月から生活保護受給者については、ちょっと時間がないので説明しづらいのですが、実質上の給付制が認められるような仕組み、仕掛けが整って、今準生活保護世帯のほうにどうこれを広げていくかという対応が始まったところなんです。

準生活保護世帯というのは、法テラスのほうのサービスが受けられる収入基準の7割程度以下の収入しかない人たちのことを、われわれは準生活保護世帯と呼んでいますが、そこに対する償還制ではなく、給付制ないし給付制に準ずる対応をしていく。すなわち、応益負担から応能負担へとしていくべきだということで、宮崎執行部は力を入れて今頑張っているところです。

併せて生活保護等の行政手続には、この法テラスのサービスは使えないということで、使い勝手が悪い状況になっている。これは紛争性が必要だというようなことが、法の建付になっているものですから、行政手続支援には使えないということで、生活保護支援にかなり実効性を上げてきているわけなんです、その生活保護の関係では、結局のところ日弁連が自腹を切っている法律援助事業でやっているということで、ここが今爆発的に増えていて日弁連が今自分で自分の首を絞めているといっているような状態、たこが自分の足を食っているという感じですかね。本当にまずい状態になっているということで、昨今どうしたらいいかということで、今理事会で議論をしているところではございます。

先ほど、こういうふうに法テラスにも償還制になっているという課題と、世界に類をあまり見ないようなところがあるわけですが、償還制度。もう1つは、紛争性のない行政手続等に使えないという仕組みであるということを示しました。こういうことをどう克服していくかというのが、これからわれわれが課題として考えていくところですが、一方、もう1つ過疎・偏在の問題も含めて、スタッフ弁護士制度というものがとられていまして、法テラスのほうでは、弁護士を給料制で採用するというので、現在全国に160名、そして養成中の者を含めると210名ぐらいの弁護士を任用して今育てているという、あるいは業務に参画させているという状況にありまして、今日スタッフ弁護士が来ていますので後で紹介しますが、全国各地50の地方事務所、あるいはまた25から今扶助国選も含めて30ぐらいの田舎の地域事務所で活動していますが、若い先生方が多いようです。今日は3人、来ておられます。

こういう方々が、従来の仕組みとはまた違った形で地域に根っこを張って、行政の方々なり、あるいはまた様々な関係機関と連携をしながら、人の生活の再建に尽力をしているといくことで頑張っています。司法過疎対策、あるいはまたみんなができないようななかなか難しい分野をやっていただくというようなことで、今力を発揮していただいています。

たまたま今日は、各地で活躍しているスタッフ弁護士が来ておりますので、ちょっと、皆さんに一言ずつお話しさせていただきます。

(鎌田法テラス安芸法律事務所常勤弁護士)

はじめまして。高知県の東側にあります安芸というところの法テラスに赴任しております弁護士鎌田と申します。安芸に赴任したのは平成 19 年の 10 月でして、安芸には今年 3 年目ということになります。

私のほうからは、先ほどお話に出ていましたけれど、貧困問題についての取り組みということを紹介させていただきたいと思います。

高知県には弁護士が今 70 名ちょっといるのですけれど、なかなかホームレスの方々に対する法律相談ですとか、生活保護受給者に対する法律相談について、なかなかこれまで弁護士の手が及んでいないところでありました。それについては、費用が取れないというところもあったのですけれど、手が回っていないというのが現状だったと思います。

そこで、やはり私たちスタッフ弁護士は、その報酬というものをあまり気にしなくてもいいというのは、ちょっと語弊があるところがあるのですが、なかなか普通の開業弁護士では手の回らないそういった貧困者、貧困層に対する法的サービスの提供というところで、ホームレスの支援団体の方とか、貧困層の生活を生活保護申請に同行したりして支援する団体の方と一緒に、法律的な問題について、多いのは多重債務関係の問題が多いのですけれど、そういった問題の法律相談受けたりとか、実際に破産の申請をしたり、あとは夜中にホームレスの方がいないか高知市内を回ったりして、声かけをして、何かお困りのことありませんかということで、夜回りのこともしたりしています。

こういった活動は、私だけではなくて、全国のスタッフ弁護士が様々なところで様々な団体・機関と協力してやっています。協会のほうでは法律相談をしたりとか、炊き出しに参加して法律相談に参加したりといったことを積極的にやっています。

スタッフ弁護士としては、これからもそういった貧困層に対する法的サービスの提供ということで、中心的とまでは言えないですけど、積極的にどんどん足を伸ばして、外で法律相談をやったり、法的サービスを提供していきたいという志の者が多いと思います。私からは以上です。

(太田法テラス可児法律事務所常勤弁護士)

岐阜県の可児というところにおります弁護士の太田といいます。私がいます可児というところは、裁判所の管内の人口が大体 22 万人ぐらいいるんですけども、もともと弁護士は 1 人しかいない、いわゆる司法過疎と言われる場所でした。私は 2 人目の弁護士として赴任して、現在そこには弁護士が 9 名という、爆発的にこの 2 年間、3 年間の間で人が増えたという地域になります。

では、われわれの仕事が減ったのかというと、実はそんなことはない。毎日われわれ連日連夜遅くまで仕事をしていますが、仕事が尽きない。何が起きているかということをご説明しますと、要は高齢者・障害者の方々の事件というのを法テラスの公的な色彩を生かしてうまく拾い上げて、その方の生活課題も含めてトータルに解決するということをし始めているがために、事件はどんどんどんどん増える一方だし、やってもやっても事件が終わらないと。ただ、その分市民の方々のサービスにはなっているのではないかなと思

っています。

具体的な例を1点だけ出してみようと思います。山の中に一軒家がありまして、そこには年老いた若干認知症っぽいおばあさんと、あと鬱病になってしまったお母さんと、あとお子さん2人みえるんですけれども、2人とも知的障害です。そんな一家がどうも訴えられているらしいと。ただご本人たちは全然被害意識もなければ、誰も周りも気がつかないでいたところを、地域包括支援センターの方が見つけてきて、SOSの電話を法テラスにかけてきたと。

ただ、訴えられているらしいということで、何が何だかよくわからないと。そこは皆さん関係機関で手分けをして家探しをして、どんな請求がなされているのか、そういったことを把握しました。大体10社ぐらいから800万円ぐらいの総額で訪問販売代金を請求されて、よくわからない布団だとか、よくわからないシロアリ駆除だとか、本当にいろいろやられていました。あとは弁護士の得意なところなので、消費者契約法だとか、特商法だとか何とかいろいろ駆使して、800万の債務を不存在にしたり、訴えられているのは応訴する。あと場合によっては、すでに払ったお金を取り返すとか、そういったことを考えて、何とかその方々が敗訴したり、家が競売にかけられたりすることを防いだ形になりました。

その事案などは、そもそもご本人たちに被害意識がなかったりするし、それは障害のためだったりするんですけれども、黙っていても全然弁護士のほうに来ようもしないし、来る術も知らない。弁護士の使い方もわからない方々。そういった方々が福祉機関をうまく介することで、弁護士のところに繋がるようになります。私もともと知的障害者の施設の現場職員をやっていたんですけれども、福祉機関から見ても、職員としてやはり弁護士事務所に電話かけるということなどはできないんですね。

そんな中で、法テラスといえば一応税金でやっているところだし、「とりあえず困った人がいるんだから、電話かけてみようかしら」という形で気軽に電話してもらえて、最終的に弁護士に簡単に繋がるようになるという形で、うまくその方の案件が弁護士のところへたどり着くようになるということです。

また事案の解決の場面でも、私たちにできることは法的な部分は十分できるんですけれども、そこから先の生活をどうやって確保するか、年金をどうやって受けるかとか、生活保護の人だったらどうするかとか、介護保険上のいろいろなサービスをどうしましょうかとか、そういうことについては全然手も足も出せないことがいっぱいあります。そこら辺については、また福祉関係機関の方々と連携をしながら、お互いの得意な分野を生かして、その方々の生活を建て直すというようなことをやったりしてきました。

法テラスに来て私も3年ちょっと経つんですけれども、「これまで市民のために頑張ります」とか、「市民のために弁護士は」ということをずっと私も新米ながら言ってきましたが、そこで言う市民というのは、結局誰のことを指していたのかということ強く反省しています。具体的には、「市民」とわれわれが言っているときには、そこそこ小金を持っていて、そこそこ知恵のあるような人たちを指して市民、市民と言っただけで、普段生活をし

ていく中であまり会ってこなかったような方々、要は人口の5%ぐらいいると言われる障害を持ってみえる方々だとか、高齢者の方々などを排除して議論してきたのではないかなということが、大きな私自身の反省だったりします。そんなことを胸に活動しています。

われわれスタッフ弁護士の位置付け等については、もっと抽象論的なことをいろいろ話す担当の弁護士がひきつづいて話しますので、そちらに聞いてください。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

15分ぐらい前に呼び出されて、話してくれという話だったんですけど、じゃあ何を話す。じゃあ貧困、高齢者・障害者、抽象論というようなことで来ました。埼玉の浦和の中心部でやっているスタッフ弁護士の谷口と申します。

埼玉はすごく弁護士数が多いので、都市部におけるスタッフ弁護士ということなんですが、われわれ3年半前にスタッフ弁護士制度というのが始まって、給料を保障するから公益的なことを何でもしなさいと言われて、われわれも困ったんですね。何をすべきなのかということを考えて、そして3年半今に至って、こういう関係機関とかの連携とかの話をやりつつ、われわれがやっていることというのは何だろうと最近考えていて、一種の社会保障を弁護士の立場でやっているのではないかということを感じています。

さらにいうならば、湯浅誠さんの言葉などを借りると、今セーフティネットというのがすごく島状になっていて、そこに架け橋がないために、そこは泳いで渡らなければいけないというような状態になっているということをおっしゃられているんですけども、われわれはそれをまたつなぎ直す作業を弁護士という立場で、少しはできているのではないかということを感じています。

具体的に言うと、先ほど言った例えば多重債務に陥られた方というのが、その根本の原因に障害があったり、あるいはメンタル面での悩みがあったり、家族関係の問題があったり、そうしたことというのを法的なところだけではなくて、関係機関とつなぎながらその人のトータルライフケアというか、その人の生活全体というものをケアすることによって、社会保障の充実化ということと効率化ということが、実は同時にできるのではないかということを感じています。

例えば、刑事事件などでお会いする人で、常習違反窃盗といって100円の万引きをして3年間刑務所に行く人がいます。その人のために国選弁護人が付き、検察官が付き、裁判官が付き、警察がこんな資料をつくって、3年間刑務所へ送って、1,000万とか1,500万というお金がそこで使われるわけですが、そこでじゃあその人がなぜ生活保護の窓口にたどり着かなかったのかというと、例えば難しい書類がわからないとか、書くことができない。彼にとっては、車上荒らしをするほうが生活保護窓口に行くよりも、ハードルが低かったんですと、そういうようなところを、例えば1か月間であっても、それに寄り添うような人がいることによって、その人自身も本当にその人の人生も変わるし、あるいは経済的なコスト、社会的なコストという点でもずいぶん変わるということを実感しています。

例えば、そういうふうに支援した人は、今度はボランティアをしだすとか、あるいは納

税者になって誰かのために働き出すとか、そういうような転換が図られたときには、その方は非常にハッピーにもなりますし、また社会的にもいい効果が得られるのではないかということを感じています。

貧困の問題でも、障害者や高齢者、あるいはゴミ屋敷の問題であっても、皆さんつながりからはじかれた人たちというのがすごく多くて、関係性が絶たれてしまうことというのが、今の社会問題の根底にあるんじゃないかなということを感じていますけれども、それを改めて弁護士の立場で、弁護士の立場というのは、依頼者自身に寄り添うことができるので、管轄とかというのはあまり関係ないんですね。それが役所の関係であろうが、社会保険庁の関係であろうが、介護保険の関係であろうが、全部それをその人のためということで渡り歩くことができるので、改めてそのつなぎ直すという作業を少しできているのではないかなと思っています。

まだ3年半なので、スタートしたばかりで、うまくいっているところといていないところとありますけれども、弁護士の新しい形としてソーシャルワーカーとしての弁護士というような形のあり方が、今後は流れとして出てくるのではないかと、そういうことを日々感じています。

(丸島事務総長)

どうもありがとうございました。

(荒副会長)

今、本当に私が百万遍言っても説得力がないことを、現場で活動している若い弁護士の先生方の話を聞いていただいて、本当によかったなと思っていますが、今お気づきだと思いますが、われわれのビジネスモデルといいますか、これからの弁護士の業務の大切なところは、生活の再建を見据えたリーガルサービスの提供をしていくことが必要なんだということ、高齢者・障害者問題をやっている若い人たち、あるいはまた反貧困をやっている若い人たちがわれわれに教えてくれているということで、これが全国的な今拡がりを持ってきている。そこでソーシャルワーカー的なとか、社会保障を見据えた形でのリーガルサービスの提供ということが、われわれの焦眉の課題になる。

その中で、彼らの果たしている役割は極めて大きいと私たちは思っています。そういう彼らであるがゆえに、彼らの待遇改善ということにもわれわれは力を注いでいかなければいけないんです。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

3名とも独身でございます。

(荒副会長)

とても結婚なんかできないぐらいの経済状態だということですので。彼らは花の1期生と言われる本当にパイオニアで、いたるところでこういう形でお話もしてもらっているのですが、現場では本当に関係機関、保健所とか様々な関係機関の信頼を勝ち取っている弁護士たちです。今日は、どうもありがとうございました。

(丸島事務総長)

何かご質問がありましたら。

(片山議長)

いかがですか。どうぞ。

(清原委員)

私、感動して伺っていました。三鷹市長の清原と申します。18万人規模の市でございまして、やはり市民の皆様の生活に寄り添うのが自治体の仕事だと思っているのですが、1点だけ伺います。例えば、今日、市長として平成22年度の施政方針を午前中表明してまいりまして、その重要な柱の1つがセーフティネットです。もちろん「都市の再生」とか、「コミュニティの創生」とか、「子育て支援」も重要であるのですが、「セーフティネット」を平成22年度予算の最優先施策にさせていただきました。

生活保護受給者の皆様にも、この間一貫して自立支援ということで就労機会を紹介し、そして受給対象者から外れて、自立された方もおります。ただ、今日、具体的な事例の中でいただいたことで申し上げますと、高知県、岐阜県の事例と埼玉県の実例とで、貧困の様態であるとか、あるいは機関連携をしていくときの中核となる組織の違いであるとか、そういうものが3年半の取り組みの中でおありになるかどうか。特に、三鷹市は都市部でございまして、地域包括支援センター、あるいは社会福祉協議会、もちろんハローワークであるとか、様々な資源が比較的身近にあります。

でも高知県や岐阜県の場合には、そうした機関というのがやはり偏在しているかもしれません。そういう中で、スタッフ弁護士の皆様が機関を連携していくときに、何か違いがあってそういう経験の中から、何か積極的に法テラス以外の私たちのような自治体に提案されたいことがあれば、伺えれば幸いです。よろしく申し上げます。どなたでも。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

行政との連携というのは本当は行政のほうにも、ある種のモチベーションがなければ取り組めないことだと思います。特に生活保護との関係でいうと、やはりカウンター越しの対立とよく言われますけれども、生活保護を受けさせてもらうか、受けられるかということで、弁護士の身ですと、ある種対立的な側面が出てきます。

しかし、両方ともこの人たちが困っている状況をなくしたいということは共通しているので、どこでその共通項を見つけていくかということが非常に重要だと思うんですけども、その際に自治体に求められるというのは、自治体のほうにもおそらくコーディネーター的な人、ソーシャルワーカー的な人ということがもっと必要だなと思ってまして、どうしても福祉事務所の論理とか、あるいは個々の論理ということだけで行動してしまうと、結局最終的には自立につなげるといっても働いてねといって、仕事ありません、働いてね、仕事ありませんのやりとりだけで、ハローワークに通ったことがその就労についての努力だというふうに評価されてしまうんですけども、もう少し例えば、その人たちが実際に就労に繋がるためには、北風よりも太陽のほうが必要だったりとか、そういうようなこと

が必要なので、それを各課の垣根なく一緒に行動してくれるような、この人が能力を活かせるのであればこの課とこの課をつないで、そこでフォローしながらこれをやらせてもらおうとか、そういうような形での何というかコーディネーターなり、社会福祉士がソーシャルワーカーとして入るなり、そういうような人がいるとずいぶん違うなということを活動の中で思っています。

(清原委員)

1点だけ発言します。おっしゃるとおりで、三鷹市の場合もいわゆる生活保護の相談を受けるソーシャルワーカーとは全く別に就労支援のワーカーを置いたところ、やはり成果が出てきたということがありますので、そういうことはもっともだと思いますし、私は今おっしゃった弁護士の方が、法律的な支援だけではなくて幅広い、まさに支援を結びつけるソーシャルワーカー的な活躍をされているということが、この3年半の実績で顕在化してきたということが重いと思います。ぜひ、こうした内容をどんどん発信していただくと、自治体の意識も大いに変わりうるのではないかなと感じました。ありがとうございました。

(片山議長)

いかがですか。

(豊副議長)

1つだけ。志のある優秀な弁護士さんが、ソーシャルワーカーとしての弁護士を目指してスタッフ弁護士になるのに、やはり持続可能でないといけないと思います。そのためにはある程度の給与水準というか、労働条件がしっかりしていないといけないと思うんですけども、今大体どれぐらいのレベルの給料をもらってらっしゃるのか、差し支えない範囲で教えて下さい。

(太田法テラス可児法律事務所常勤弁護士)

同期の判事・検事と同じとはされています。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

われわれが就いたときには、弁護士の中では最低ランクでしたし、今でも多分そうなんですかね。ちょっと弁護士増になって、今の待遇が悪くなってきていると聞いているので、今手取りは26万円とかですけど。

(鎌田法テラス安芸法律事務所常勤弁護士)

地域手当があるので、埼玉と岐阜だと、本当細かい話ですけど、一応住居手当、住居費も抜かれているので、それで食っていけばいいという。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

それとか弁護士会費をもってもらうとかはあるので、ただ決して高くはないですし、上中下で分けると下だと思います。

(森事務次長)

労働時間もちょっと。

(太田法テラス可児法律事務所常勤弁護士)

労働時間は、一応9時には事務所に朝行くようにして、終わるのは23時、24時です。

(丸島事務総長)

大体メールが飛び交ってるのはみんな0時以降なんです。

(豊副議長)

そうすると時給だと、かなり低い。

(松永委員)

大体、どれくらいだともっと人が集まるなど考えられますか。

(宮崎会長)

結構、応募者は多いんです。やはりそういう情熱に燃えた若い方も、結構増えてきているんですけども、ただ、裁判官などは官舎や庁舎で、机に座って仕事しているから、同じ給料で、この人たちは外へ出て行って暑いときも寒いときも活動しているので、全然コストが違いますよね。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

10年未満なんですね、基本的にわれわれ。裁判官とか検事は10年後に急カーブで上昇するような形になっているんですね、給料体制というものが。

(森事務次長)

基本的に3年任期で、3回までの更新ですので、9年までなんですね。そうすると普通の判事、検事というのは、10年以降に補はとれたりして、検事は検事ですけど、補がとれて給料がぐんと高くなるんですね。

ただし、彼らは低飛行のところを過ぎて、それで任期が切れちゃうというような状態になっていますので、それ以降どうするのというような、ここなんかもモチベーションが湧いてこないという、何となくバーンアウトとしてしまう可能性が高いですので、もっと在任中の待遇というものをもうちょっとよくしてあげたいなという気持ちはいっぱいなんですけれども。

(荒副会長)

われわれのほうが、法務省との協議の中では、この待遇改善を何とかしろということを言っているのですが、なかなか厳しくて、扉が開かないですね。

(片山議長)

これは全額国費ですか。

(宮崎会長)

全額国費です。

(太田法テラス可児法律事務所常勤弁護士)

われわれ待遇改善もそうなんですけれども、例えば法テラスの中に社会福祉士なり、精神保健福祉士なり、そういうもう少し専門的な人たちが入ったワンストップサービスみたいなほうにお金を使ってほしいと思います。つまり社会に法テラス自身が、さっき言った

ような社会保障のために、この人たちがいることが本当に効率化なんだというようなことの理解が広まるような形で予算投入がされるといいなと思うんですけどね。

そうすると、給料は低くていいというわけではないですけど、魅力的な人はどんどん集まってくるんじゃないかなというふうには思っています。

(荒副会長)

だから法テラスにそういう専門職を置くか、先ほど申し上げた地域包括は、3職種の専門職がそろっているわけですから、そこが、高齢者だけを今対象にしていますが、富士宮ではパイロット事業をやっていて、障害者も子どもも女性もみんなそこでやるということをやっているの、行政がやるならばそっちにやって法テラスと連携していただくという方法とか、そういうことを考えていただくと、皆さん楽になりますね。

(中川委員)

任期は3年でしたか。

(宮崎会長)

一応任期は3年で、3回更新。

(中川委員)

9年まではいけると。皆さん、どうなんですか。今みたいな仕事をずっと続けたいとおっしゃるのか、あるいは弁護士として1つの経験、キャリアパスとして考えて、その後は本来のとおかしいですけど、弁護士業務というものに帰ろうというふうにお考えなのか。

(太田法テラス可児法律事務所常勤弁護士)

本来の業務ってよくわからないですけど、ただ、今制度が走り始めたばかりでそういうことになっていますけれども、それじゃあいかんと自分なんかは思っています。私もこの春に一旦東京の元いた事務所に戻ったり、あと法テラスの本部で仕事をしたりとか、そういうふうにするんですけども、また現場に戻ってこの取り組み、要はどうやればもっと広がるかとか、そういったところに協力していきたいなと思っています。とりあえず今のくりは9年とかになっていますけれども、もっとこういう人が増えてきたりして、自分もそういうところにずっといたいなと思います。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

つまりこういう活動をしている人たちが限られているので、養成する側にもわれわれは回らなくてはいけないので、送り出す側のほうに行くんですけども、多分、みんな公益系と呼ばれる弁護士なんですけれども、そういうのはずっと続けていくのではないかと。

(中川委員)

何となく弁護士の質の問題と深く関係しているようにも思うんですけども、そういう今みたいなお仕事をされている、弁護士がするのはベストだけれど、弁護士でなくてもできるのではないかという気もするし、高度の法律素養を備えた人がやるのはちょっともったいないなという感じもせんでもないし、そういう人がやっていただくのはいいという、だ

からその辺のこの

(太田法テラス可児法律事務所常勤弁護士)

そういう意味では純粋なソーシャルワーカーというのは、違うんだと思うんですね。ワーカーさんだとやはり縦割りの行政の中で、他のセクションに何かやってほしいことを言えないと思っている人がいっぱいいたりして、そんな中で、むしろ弁護士が関わったときに、「ちょっとあなたから言ってくると助かるわ」みたいな、そういう空気を感じ取っては、弁護士として自分から言うべきことを言って、事案解決につなげたりしています。そうすると4年も5年も塩漬けになっていた高齢者虐待の案件などが、一挙に進んでいったりとか、そういうことがあるんですね。

逆に言うと、ソーシャルワーカーの細かい部分については、私などはそこまで忙しくて手が回らないですから、やはりお任せしています。そういう意味では「だからもったいない」という感じでもないと思うんです。必要最小限に、われわれのところを有効に使ってもらっているという形になっているので。

(荒副会長)

結局、法律を武器として使うコーディネーターという、だから、かなりそういう意味ではそういうものをバックボーンに持っているから、かなり役割を果たす分野というのは結構多いので、コーディネーターになったときに、そういうことを彼らはやってくれていません。

(中川委員)

そうだとすると、少し人口を増やして、そういう人を増やしてもいいなという感じもするし、それは難しいところですね。

(宮崎会長)

そうですね。ただ、希望者は最近若い人が増えてきたんです。応募者には困らないのかな。だけど、これ以上人数を増やそうと思うと予算がないと増やせないということです。だから、そういう意味では、後続部隊も結構補給はされている。だからこの人たちがまた今度先輩として指導していくローテーションがようやく回り始めたかなという感じ。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

私などは、法テラスの採用面接などをしていても、給与制なのでそんな仕事をしなくても、いくらでも流して仕事はできるわけですね。だから、ある種のそこにいけば安泰じゃないかというような形で応募に来られる方も少なくないんですね。実際に人口増やして、いっぱい応募の方が来られますけれども、その人たちは給料制で、何となく経営を気にしなくていいというようなことで来られる方もいらっしゃるの、どういうふうに、まさに人々のために働く人たちを育てていくのかというのが、非常にバランスの面で難しい。

(長見委員)

現場の方がいらっしゃるうちをお願いしたいんですけど、日弁連をお願いしたいのですが、われわれ消費者問題をやっています、各地方に地元の弁護士さんたちとネットワ

ークをつくって、いろんな問題をやってほしいという要請をするんですけど、大都市は弁護士さんがたくさんいらっしゃるんですが、ちょっと県庁所在地でもなかなか消費者問題にかかわってもらえる弁護士の数はすごく少ないんですね。皆さんお忙しいので、なかなか思うようにネットワークづくりが進まないというのがずいぶん言われるんですね。ですから、法テラスのようなものも必要ですけど、もうちょっと違う側面の弁護士さんというのは、私たちの分野から見るとまだまだ足りないというふうに思っています。ぜひ、そういうほうも、というか、彼らが多分そういう人たちになっていくんだろうなと思うんですけど、私たちの分野ではまだ地方の人が足りないというふうに見ています。

(吉永委員)

本当に今日聞いていて、今までいろいろ説明されてきた姿というものが、実感として伝わってきたんですね。それで、やっていらっしゃるお仕事と、そのことが生み出している効果というものが、今まで何でこんなにダイレクトに伝わらなかったんだろうというのが、とても不思議なのが1点ですね。スタッフ弁護士なり、そういうリーガルサービスというのが平均化して伝わってしまうと、個々の特徴が出てこないんです。やっぱり埼玉県と岐阜と高知では全然違うわけですよね。そういう活動の総括を個々でやっていくと、わかりやすく、それぞれの活動が見えてくる、今本当に目から鱗で、リーガルサービスで社会的コストが削減される可能性を持っているということなんですよ。そうすると、例えば万引きをしないで生活保護を受けられたために万引きをしないで済んだ場合、どのくらい社会的コストが削減されたのかということでも、全体にしちゃうと全部平均化されてゼロになっちゃうんだけど、例えばこの件ではこの活動によって、これだけの社会的なコストが削減できましたというのを個別案件だと見えると思うんですね。そのことによって、ますますみんながやる気ができてきて、いい流れが生まれてくる。そんな可能性も感じました。

(松永委員)

私も、今日大変リアリティのあるお話を聞いてよかったと思います。花の第1期生とおっしゃったので、ぜひその第1期生のネットワークの中から、今日発言されたようなことを、マスコミに向けもっと発信していただきたい。先月、NHKで無縁社会というドキュメンタリーを見て、私たちが知らない間にここまで来ていたのかという実態に驚かされました。私たち企業社会にいると気づかない、企業の縁がなくなった人、地域の縁、家族の縁がなくなっている人たちが本当にいらっしゃるなということで、身につまされましたので、ぜひそういう花の第1期生から声を出していただければと。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

彼2期生なので。

(松永委員)

別に2期でもよくて、まだ新しいうちに、3年という区切りで、総括されてはどのようにか。

(鎌田法テラス安芸法律事務所常勤弁護士)

今日一応やっているんですね、上で。

(松永委員)

ああ、そういうことですか。

(片山議長)

私は、さっき3人の方のお話を伺って、非常に私も感銘を受けたんですけども、どうして自治体はこういうことができないだろうかというのを、私はやっぱりいささか衝撃を受けたんですね。本来生活保護で言いますと、受給者の自立支援というのがやはりミッションだと思うんですよ。そうすると、さっき本来のソーシャルワーカーと、ソーシャルワーカーとしての法曹という、多少違った概念で説明されて、実態はそうだと思うんですけども、本来のソーシャルワーカーというの、本来は自立支援だろうと思うんですね。そうすると皆さんが八面六臂の活躍されているようなことを、実は法律の知識は劣るかもしれないけれども、やっぱり本人に寄り添って、どうやれば自立支援になるのかということをやらなければいけないのが本来のソーシャルワーカーだと思うんだけど、そこが必ずしもうまくワークしていないという実態があるんだと思うんです。そこに皆さん方の活躍が期待される分野があるんだと思うんですね。何でだろうかというのを私もずっと考えていたんですけども。どうですかね、皆さん、自治体の最前線の人たちと付き合ってみられて、やっぱり何かとらわれているなという感じしませんか。組織にとらわれているとか、予算にとらわれているとか、私見てて、皆さん方が何でこんな生き生きしているのかというのは、多分個人の資質の問題もあるんだと思いますが、もう1つはやっぱり官庁、特に自治体に入っている職員の中には優秀な人もずいぶんいるんですけども、どうしても組織の中で1人のメンバーとしてしか行動できないものだから、何事につけ、自由に闊達に判断したり発言したりできない面があるんです。どうしてもお伺いたてなければいけないとか、そうすると、どうしても生きが悪くなるんですね。皆さん方は、スタッフ弁護士の方ももちろんそうだけれど、弁護士の一般の皆さんも、さっきもちょっとお話ししたんですけど、一人親方のような性格が、変な意味じゃなくて、ある。自分で判断して、自分で責任を持ちながら行動していくということが基本にありますから、そういうところはやっぱり職業人としての生きのよさになっているのかなと、私は思うんです。

今日伺って、清原さんも多分感じられたことがあると思うんですけど、公務員組織をもっと生きよくするには、やっぱり資質の向上もさることながら、いかに自分で判断をしていけるかというところ、余地を大きくすることが、やっぱり重要なんだなと思いましたね。

ですから、今日は皆さん方の活躍から見て、本来のソーシャルワーカーの人たちがもっと、本来のミッションに立ち返って自立支援をしなければいけないなという、そういう環境を整えてあげないといけないなという感じを受けました。ありがとうございました。

(松永委員)

これだけの活動をしていらっしゃるのに、法テラスの知名度が 28%というのはちょっと淋しい数字だと思いますので、ぜひ今の活動を。

(古賀委員)

私も初めてですけれども、様々な角度から今話していただいたんですけれども、いずれにしても、これ非常に重要であるにもかかわらず、2つちょっと具体的にお聞きしたいんですけれども、1つはやっぱり体制の問題、人の問題も含めてどのように感じているかということですよ。

2つ目は、めくったところに出てきて大変恐縮なんですけれども、5ページ目に、利用要件のところの資力要件に単身者で 260 万円以下というのがあるんですよ。これ、今もう年収 200 万円以下の層というのは 1,000 万人を超えているような実態なんです。この 267 万というのは、いつの時点かで決定をされたというふうに思うんですけれども、その要件についてどのような感じを持っておられるのか。

それから3つ目は、先ほどから出ていますように、私も言ってみれば、熱意と情熱とボランティア精神では、これはどこか壁にぶち当たっていきますので、皆さん方のようなことをきちんと支える処遇、あるいは制度みたいなものが非常に必要だなということをつくづく感じました。最後の3点目は私の感想ですけれども、上の2点、現場としてどんな感じかだけでもお聞かせ願えればありがたいと思うんですけれど。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

1点目の体制と人というのはもう少し具体的に言うとどういう問題。

(古賀委員)

例えば人がもっと増えれば、こんなことができるんだみたいなことがあるのかどうか。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

実は、太田と私は同じ出身事務所で1年間養成を受けてから法テラスに来ていて、鎌田もそうなんです、みんな弁護士会がつくった公設事務所の出身なんですね。それで、そういったところで方法論を学んで、どういうふうにしたらリーガルアクセスの解消ができるのかというような経験と、先輩からの方法論があった上で各地に行ってそれを応用することができたというようなことがあるので、人を増やすというのと同時に、どういうふうにしてそういうスピリッツとあと方法論と経験を持った弁護士を増やしていくのかということと両方増やしてやっていかないと、多分そういう人は出てこないんじゃないかなと。

(鎌田法テラス安芸法律事務所常勤弁護士)

今の資力基準の点については、一応ここで何となく基準ありますけれども、例えば家賃とか差っ引けたりとか、医療費差っ引けたりとか、いろんな例外ルールみたいなのがあって、今デメリットいろいろ話聞きながら、うまく運用で通すかみたいな感じですが、最後みんなハッピーならいいでしょうというのが。

(丸島事務総長)

あんまり運用だけでやってしまうのも問題があって、仕組み自体をどう変えていくのか

という問題があります。

(森事務次長)

基本は償還制という貸付なんですよ。貸付でありながら、いろんな要件をこうやるというのは、一体どういうものなのかと思うんですけども、基本は貸付制度なんですよ。

(荒副会長)

体制的には、彼らがさっき言っていたように、事務員の組織が脆弱で、そこに資格のある事務員さんたちとか、そこへ彼らをもっと支えてくれる事務局体制ができてくると、彼らも働きやすいということなんでしょう。それが1つあります。

(中川委員)

これは、司法支援センターにおられるスタッフ弁護士だから、こういう活動ができるという面が非常に強いですよ。つまり、弁護士一般としても、いわゆる今おっしゃっているような活動ができればもっといいわけなんだけれども、今は焦点をバートとそちらへ当てて、スタッフ弁護士の数というのはわずかですから、その人たちがフルに働いても、本当に救済すべき人がいっぱいおるわけですから、ごくわずかの、全体から見ればごくわずかの話だと思うんですよ。弁護士一般のソーシャルワーカー的ファンクションといいますか、それをどうやっていくかというのも、大きな課題になるんじゃないですかね。

(谷口法テラス埼玉法律事務所常勤弁護士)

そのあたりは、さっきのまさに生活保護の申請援助とか、われわれのやっていることというのは、実際には紛争になっていなくて、紛争を予防したりとか、あるいは紛争を未然に防いだりとか、同じことですけども、そういうようなことというのは、結構行政との手続なんか絡んでいて、さっきも話にあったように、行政手続の代理援助というのは、ものすごく貧弱な日弁連の予算で成り立っていたりもするので、そういう意味で一般弁護士がなかなか関わっていけないということがあるんですよ。だから、ソーシャルワークというのはそれ自身でお金を生まないけれども、社会全体で見るとコスト的にはよくなるというようなことがあるので、その意味ではもう少しそういったところに予算なんか付いていると、一般弁護士もそうした活動にもっと入っていける。

(丸島事務総長)

スタッフだけでなく、ちょっと出ましたけれど、弁護士会の公設事務所というものを各地の弁護士会で作っています。谷口さんや私たちも同じ公設事務所の出身なんですけれど、そこでスタッフと同じような活動をしていまして、池袋の公設事務所では、地域包括支援センターとか、福祉の機関、医療機関などと、ネットワークを作って同じようなことをやってきました。このような公設事務所は修習生にも人気が高くて、たくさんの方々が関心を持って話を聞きに来られます。しかし、われわれスタッフでない弁護士の場合は、自分で稼いで、自分で事務所の運営をやるわけですが、扶助事件として1件やってそのときの費用がいくら出るかということ、本当に何十時間も、どれだけ使っているかわからなくても、報酬10万とかということで、家庭内のいろいろな暴力事件に対応したり、高齢

者事件をやったりと、困難な事件を数多くやっており、事務所の運営としては大変厳しいものがあります。このような活動を担おうとする弁護士はこれからもっと続いて生まれてくると思うので、やはり財政的な裏付けも含めて持続して活動が発展していけるようなシステムをどうつくるかということが大切だと思います。財務当局などと話すと、非常にいい話だと。縦割りじゃなくて、効率的なワンストップ的なことでやって弁護士がコーディネーターの役割を果たすことは、財務の観点からもいいなんてということをおっしゃるわけで、本当にそういうことが日本の政治の上で大きな方向になればいいなというふうに思っています。まだまだ決して十分ではありませんが、こうした取り組みは、全体の中では決して珍しいことではなくて、徐々に拡がりつつあるというふうに理解しています。

(荒副会長)

1つ補足しますと、本当に高齢者や障害者の権利擁護とか、消費者問題に関わる中で、先ほど出ましたけれども、生活の再建をやっぱり意識したリーガルサービスということを考え出している先生方がかなり増えている。これだけは各地でそういう増えている先生方が活動していると。そのためにわれわれのほうの、先ほど会長がチラッと saying していた、自主事業の予算がものすごく食われてしまっていて、日弁連財政が非常にひどい状態になっていると。それはやっぱりうれしい悲鳴なんですけれども、私たちのあるべき姿の1つを担ってくれている人たちがどんどん増えてきていると。ちょっと印象がまずい、悪い人たちも若干いるんですけれども、また一方ではそういう人たちがどんどん増えているという。

(森事務次長)

すみません。ちょっとまだ上で会議が続いていますからここで失礼させていただきます。

(片山議長)

ありがとうございました。

(宮崎会長)

今までの活動の総括的な会議を全国からということで話をさせていただきました。

(片山議長)

私、今伺ってまして、自治体の例の組織内法曹の話がありますけれども、自治体の組織内法曹として活躍していただければ非常に効果が上がる分野だと思いましたがね。今までは訴訟の相談とか、政策法務などを念頭に置いていましたけれども、今のように現場でこういう問題をリーガルに解決していくというところで、非常に効用を発揮する領域があるということですね、自治体で。

(清原委員)

今大変議長から重要なご指摘をいただきました。私どもは、実はグレーゾーン金利の被害を受けていた市民の皆様との相談の中から訴訟を市として起こしまして、要するに金融会社を取りすぎなので、それを税の滞納分に振り替えるようにとの訴訟で、勝訴をさせていただいたのですが、そのときも本当に市民の皆様との相談を職員が熱心に対応している中で、これは大変不正義なことなので、ぜひ市民を守りたいという思いの中から

顧問弁護士と相談しての訴訟にしたわけです。今議長がおっしゃったように、「生活再建」というキーワードを今日はいただきまして、そういう課題というのは全国津々浦々市町村では今、日常茶飯事です。市民の皆様生活再建のためのご相談に乗っているわけですが、じゃあ具体的にそれがどのような解決の手法があり、再建の支援ができるかというときに、法的な知識があり、解決の方法についての、職員の政策法務力を高めているところです。ですから、何か訴訟支援のための法律家ではなくて、日常的な行政の中でのあり方というのを示唆する具体的な事例を3人の方が、今日は生々しくお話をしていただいたのかなというふうに感じました。ありがとうございました。

(宮崎会長)

最近われわれも、テレビコマーシャルで生活再建をそっちのけにして、過払い金だけやる困った現象があるので、会内ではそういう事件は生活再建のために受けるんだよということを一懸命、ガイドラインなどを発表して会員に呼びかけているところです。

それとあと、先ほどコストの問題をおっしゃいましたが、アメリカの扶助の関係では、どういう運動をしているかということ、扶助予算に1ドルつぎ込めば、政府は4ドル助かるという、どういう統計資料でやってきたのかわからないけれど、そういう切り口、いかにもアメリカらしい切り口でやっています。全世界的にそういうことになるんだろうと思います。

(中川委員)

このリーガルエイドというのは、一件主義というか、一個人主義なんですね。イギリスだったかな、一度経験したことがあるんだけど、一問題についてエイドをするという制度があるんですね。ですから、例えば化学工場があって、まわりの住民に非常に肺ガンの発生率が多いというようなときに、訴訟を起こそうという、その問題について解決までのリーガルファイナンスといいますか、そういうものをやると。だから個人じゃなくて、1つの問題についてという制度があるんですが、そういうものは日本では成り立たないんですかね。

(丸島事務総長)

そういうところまで行っていませんね。

(中川委員)

消費者問題とか公害とかというのは、そういう問題になると思うんですがね。

(荒副会長)

集団訴訟のことは一部実現はしているんですが、日弁連が言っているように、今藤本副会長がご担当ですが、アメリカ的なものにはまだ集団訴訟として生かせる状況にはなっていない。そういうものを下支えするのが法律扶助事業であればありがたいのですが、まだ裏のほうの仕組みが発展途上なんですが、なかなか、今は検討はされているところです。

(中川委員)

検討はしているわけですか。

(丸島事務総長)

検証はされていますが、現状は、狭い意味での一件主義なんです。

(中川委員)

何か、割合効率が悪い面もあると思うんですね。

それと1つ質問があるんですけど、8ページの日弁連の委託援助業務が、これは2008年度までしかないのですが、急激に増えていますね。2008年度で。これは何か理由があるんですか、その後はどういう推移なんですかね。

(荒副会長)

10ページ、11ページがその後なんですけれど、10ページ、11ページには被疑者少年の欄と、その他の6つの事業の欄がありまして、被疑者少年のところは国選化できなかった部分、身柄を拘束されながら、国選でまかなえなかった部分をわれわれが自主事業でやっているのですが、この被疑者の部分が爆発的に増えて、今度3億何千万の赤字を来して、財政を破綻に追い込もうとしている。あとは、犯罪被害者、難民でここの3つの欄のうち、高齢者等と書いてあるのが、高齢者・障害者・ホームレスの生活保護支援です。この高齢者・障害者・ホームレスの生活保護支援のところ、2,000件に達する勢いで今増えている、これでまたわれわれのほうが一億単位の赤字を来すということで、この被疑者と生活保護申請の支援というところで、今会長のほうから相当うまくはないのですが、5億5,000万ぐらいの次年度組み入れをしてのぐということは今準備しているのですが、日弁連の繰越金が11億なので、半分ぐらい今年の荒波をかぶって食われてしまうという状況になります。

(中川委員)

これはますます増えていくんじゃないですかね。特に高齢者問題とか。被疑者のほうはある程度ね。

(荒副会長)

法テラスの本来事業にさせていただいて、54億増やしてもらったものに加えていただければ、日弁連は困らないのですが。

(宮崎会長)

本来の国の業務だと思うし、またそれほど大きい、日弁連から見れば大変な事業単位ですけれども、国から見ればこういうセーフティネット、本当は国の費用で充実してほしいなとわれわれ思っていますけれど、国のそれが整うまで、われわれのほうで頑張ろうと。

(中川委員)

そういう作戦ですか。

(片山議長)

これ伺ってしまして、やっぱり本来国がやるべきことが多いですね。日弁連がやる本来の仕事ではないですね。

もう1つ、私なんかが見ますと、ものによっては自治体が支援してもいい分野がかなりあるような気がしますね。特に生活保護との関連なんかで見ますと。さっきもどなたか言

われていましたけれど、自立を促し、自立を支援することで、そうでなかった場合に後でいろんな発生するであろう費用を未然に防止することができるんですね。安上がりという、ちょっとはすっぱな表現になりますけれど、結果的に安上がりになることも多いんですね。

ところが自治体は今までの物事の整理から言うと、司法は国、こういう非常に短絡的な発想をするものですから、それは全部国の仕事だと。地方自治の仕事ではないんだという話に整理してしまっているんですけど、1人の人間を市民、特に弱い立場の市民としてとらまえば、さっき清原さんも言われましたけれど、そこに寄り添うのが実は自治体の本来の仕事なんですね。その人を中心にしてみれば、生活保護もあれば、就労支援もあれば、医療もあれば、福祉もあれば、法律問題もあればということに実はなるんですね。そういう面から言うと、もっと自治体が支援に乗り出してもいい、人的、財政的に乗り出してもいいような分野がずいぶんあると思うんですね。

(清原委員)

ちょっといいですか。議長のご発言に同意してしまうと、他の自治体の人からちょっと問題だと言われてしまうかもしれないので発言します。生活保護制度では、扶助費の4分の1は、市町村が財源を一般財源から出しています(注：三鷹市の場合、平成21年度予算で約11億5,000万円)。さきほどご紹介がありましたように、これだけ今年度、平成21年度、日弁連でも5億5,000万という赤字というものが出ているのと同じような環境にあっては、三鷹市のような自治体でも生活保護受給者数が急増しているんですね。そうしますと、扶助費の4分の1出すということになりますと、大変財政上困難を来している自治体が多いものですから、生活保護制度そのものについても、もう少し国が出すべきではないかという議論もあります。身近な自治体が仕事をさせていただくのは適切だということところは、議長と全く同じ意見なんですけれども、ただ、私たちもそういうわけで1人のケースワーカーが、本当は80人程度の対象者のケースを持てばいいのですが、正直申し上げまして、私が市長になってから毎年のように1人ずつケースワーカーを増やしているんですね。それでも1人当たり110人程度のケースを持たざるを得ないというのが、生活保護に関する基礎自治体の実態です。

ですから、趣旨は賛成なんですけれども、ちょっと自治体の立場も財政保障がないと行き詰まってしまうという現状がございまして、そういうわけで、この日弁連さんがボランティアに、いや、国が整うまで頑張るよと言っていただくのは、私たちの立場としても大変ありがたいのです。ただ、構造的な問題にならないように会長が相当に頑張ってきてくださっているの、ぜひ強く主張していただいて、こういうニーズがあるのに、なかなか国の保障にはなっていないということを言い続けていただければなというふうに思いますし、連携の面では議長おっしゃったとおりで、私たちのほうが法テラスの皆様とも地域包括支援センターの皆様とも、より一層連携することが重要であるということが、あぶり出されているなとは思いました。

(片山議長)

ということで、古来この生活保護をめぐるのは、そこに観念論的な闘いがありまして、それが総務省対厚生労働省の闘いであったりするんですけれどもね。ちょっと私なんかは、自分で自治体にいたときの経験から言っても、少し住民を置き去りにして空中戦をやっているなという気がするんですね。1人の住民を見た場合に、もうちょっと自治体のほうが寄り添う部分があってもいいのではないかな。今自治体も財政難ですから、その財政難をどうするかというのは、それはそれでまた別の問題があるし、生活保護の問題が、今のように自治体も相当の財源を出さなければいけないという仕組みが本当にいいのかなどうか。本来国共通の仕事ですからね、そういう問題はあるんですけれども、あんまり峻厳に観念論的に、司法に関することは全部国とか、そういうふうな仕分けはしないほうがいいんじゃないかというのが、私の経験論なんですけれどもね。

何が言いたいかというと、今の状態、こうした事例がこんなに増えてくると、多分持続可能ではないと思うんですよ、この仕組みは。どこかで破綻しますよね。そうすると、非常に困ったことが起きます。持続可能にしようと思ったら、何らかの改変が必要だと思います。特に経済状況も今すぐそんなによくなる見通しがありませんから、こういう状況が続くと思うんですね。であれば、例えば本来国がやるべき部分と、もし自治体がやるべき部分があればこの部分とか、ちょっと日弁連がいいのかなどうかわかりませんが、仕分けをされて、それで具体的にこういうものは法テラスの事業に加えたほうがいいんじゃないかなとか、これは自治体のほうでもう少し目をかけてもらってもいいんじゃないかなという仕分けをされて、世の中にそれを提示するということがされたいいのではないかなという気がしますね。

(宮崎会長)

おっしゃるとおりですよ。われわれは少年の付き添いというのは、警察段階で捕まっていた少年が家庭裁判所に送られて、その間、突然付添人がなくなるというので、そこは日弁連で面倒みましょう。これはただ件数に制限があるわけですね。それから、被疑者のほうも件数に、警察が捕まえる人数には一定の歯止めがある。生活保護だけは何十万、何百万とあり得るわけですよ。だから、それについて日弁連がどこまでできるのかということは、おっしゃるとおり考えていかなければならない。

(片山議長)

現場ではかなり融合してしまっていて、生活保護者であって、かつDV被害者とかになりますと、DV被害者支援ということになると、かなり自治体が県によってはやるんですよ、いろんなこと、自立支援を。だから生活保護者だからその範疇だけで処理をするということでは、現場は回っていないと思うんですよ。だからもうちょっと1人の当事者の視点に立ってどういう扶助がどこからあるべきかということを再整理をされたいいのではないかなという気がしますけどもね。そうすると、かなり訴える力あると思います。

(荒副会長)

同時多発的・複合的な問題を抱えた人たちの支援というものをやり出して、今までのことをアピールしていかなければいけないと思っています。

(片山議長)

ありがとうございました。

弁護士過疎・偏在対策について

(片山議長)

それでは、時間もかなり経過しましたので、次の議題に入らせていただいでよろしいでしょうか。

それでは、「弁護士の過疎・偏在対策について」、次の議題にしたいと思います。まず、日弁連公設事務所法律相談センター及び弁護士過疎偏在対策総合政策検討ワーキンググループのご担当をされております細井副会長からご説明をいただき、その後引き続いて林信行十和田ひまわり基金法律事務所前所長さんにご説明をお願いしたいと思います。それではお願いします。

(細井副会長)

こういう機会を持っていただきありがとうございます。担当副会長の細井と申します。

この件は、実は2年前にも取り上げていただいたということで、特にその後の経過について説明せよということなんですけれども、はじめての委員の方もいらっしゃいますので、少し前にさかのぼって説明させていただき、日弁連がどういうことを考え、地方の弁護士がいないとき、われわれは弁護士過疎・偏在とか、あるいはゼロワン地域とかそういう名で言っていますが、そういうのをいかになくして、国民の皆様の法的なニーズに応えていくかということ、どう取り組んでいるかについて、今までの取り組みを少しさかのぼってお話しさせていただきたいと思います。

今日の資料の中の13ページ以下をご覧ください。弁護士過疎・偏在というのは、実はあらゆる地域にあるようなんですけれども、観念的には頭の中ではずっとこれは考えてきました。ですけれども、なかなか実践活動に移せなかったのですが、1996年、平成8年になりますけれども、名古屋宣言といいまして、当時は法律相談センターをつくっていこう、あるいはそこへ行けば法律相談を受けられるところを全国の各支部につくりましょうという宣言をし、各単位会が取り組みました。それはそれとして今でも続けております。ただ、そこは法律相談センターですので、必ず毎日弁護士がおるというわけではないということです。

それから1999年に、これが非常に大きかったんですが、法律相談センターをつくっても赤字になっちゃうんですけれども、そういうことも含め、それを日弁連として負担していこうと、援助していこうということで、日弁連ひまわり基金というのをつくりました。これは弁護士が自分たちから会費を払って、それで各単位会の法律相談センターに援助します。国の事業にしていただければよかったです、そういうわけにはいきませんでした。

そのときに、法律相談センターを援助するだけではなくて、法律事務所もつくりますよと。これがひまわり公設事務所とかそういう名前と呼んでいます。ここでそういう運動が始まりました。実はこれがうまくいくのかなと思って、みんな心配していましたし、当初全国に20か所ぐらいつくれば、御の字じゃないかというようなことで始まった運動であります。

ところが、これが非常に、最初が島根県の石見にできまして、これが非常に好評ですし、それこそ行っていただいた弁護士さんがよかったのかもしれませんが、かなりたくさんできまして、今ではのべで99か所、もうすぐ1か所。それから、一定の定着ですけれど、その人たちがそこに定着していただくと、それは目的達成で廃止されます。廃止が24か所ぐらいありますので、現在は74か5ぐらいが実際に動いております。

そういうことで、このひまわり基金の法律事務所というのは、弁護士が比較的少ない。基本的にはゼロ。地裁の支部単位でゼロか1というところに基本的につくっている。もう少し大きいところにも例外的にはつくっております。そういうことでずっとやってまいりました。これが基本的な枠組みでございまして、それからあと、それだけではなくて、ひまわり基金法律事務所というのが、最近はわれわれの運動のかなり中心的な問題になっているんですけども、そういうルートを通して定着していく、弁護士があまりいない地域に定着していただくだけではなくて、そういういろんな、もう少し広い、弁護士が比較的いない地域に、定着する人にはお金を貸して定着していただきましょうという運動も始めました。

それで、時間がないので、少し端折った話になりますが、14ページのところの真ん中あたりに、日弁連ひまわり基金による弁護士過疎・偏在対策、それから弁護士偏在解消のための経済的支援による偏在対策ということで、日弁連は3つの政策をとってしまして、1つは先ほど言いました法律相談センターを全国津々浦々につくりましょうと。それが315ぐらい、もう少し今増えているんですが、それが展開しています。

それから、2番目がひまわり基金法律事務所を全国に展開することによって過疎地をなくしていきましょと。それから3つ目が、経済的支援策と言いますけれども、一定のお金を貸し付けることによって、弁護士が比較的いない地域に来てもらいましょうという、こういう3つの政策をとっています。

それから、先ほどこちらにおられた3名の方はスタッフということで地方へ行っておられるんですけど、スタッフの中の県庁所在地にはないようなところに4号事務所と通称呼んでおりますけれども、それは弁護士がいない地域なんですね。そういうところの通称4号事務所も、弁護士がいない地域をなくしていく大きな組織になっています。これからこれはもっと大きな役割を果たしていくだろうと思います。そういうことで私どもはやっていきます。

少し宣伝をさせていただきますと、14ページの下のほうに、われわれがどれぐらい経済的負担をしてやってきたかというのが書いてありますけれども、最初の頃は月1,000円ぐ

らい取っていました。それから 1,500 円に値上げし、1,400 円に値下げし、4月から 700 円ですけれど、まだこれからこの運動は続けていかなければいけないだろうと思っています。

その結果、どれぐらい弁護士の過疎・偏在をなくしていったかといいますと、17 ページのところ。これは今 2 百数十ある支部の中で弁護士は 1 人ではいけないので、できたら 2 人、2 事務所以上、3 事務所が理想なんですけれども、まずゼロワンをつぶしましょうと。2 事務所以上ということで、なっていない地域が表示されたのが、資料 97-2、17 ページでございます。ここに、ゼロはなくなりましたと。ただ、またゼロが復活したりすることがあるので、ちょっといかんところがあるんですけれども、ワン地域が今、1 事務所しかない、あるいは 1 人の弁護士しかいない地域が 8 か所までできました。かなりこれはまたこれから減っていく見通しが立ってしまっていて、実際にはこの 8 か所の中で岡山県に新見というところがあるんですけれども、ここは非常に小さい支部、人口が 3 万人強ぐらいの支部ですけれども、ここはちょっとメドが立っていないんですけれども、他の 7 支部はかなり今年中ぐらいには 2 にできるかなということで頑張っておりまして、相当成果が上がってきたというのが私の実感であります。

それで、18 ページ見ていただきますと、1993 年、平成 5 年頃のものが出ておりますけれども、当時はゼロワンというところぐらいあったのが減ってきたと。かなりこれ意識的な努力、4 号事務所の人たちも貢献していただいております。

それから、あと 20 ページ、21 ページずっと続くのが、こういう法律相談センターができています。それから、27 ページをちょっと見ていただけますか。27 ページがひまわり公設と法テラススタッフ事務所が、全国にどのように配置されているかというものの一覧表です。ちょっと見にくいんですけれども、右下のほうにスタッフ配置という、これは 4 号事務所です。網掛けになっているところが 4 号事務所、網掛けになっていないところは県庁所在地によるスタッフの人たちです。それから、左上のほうがわれわれ日弁連がつくっているものになります。

それで、あと私どもとしてもこういうことでかなり努力し、ひまわりで行ってもらう人たちは、スタッフとよく似た養成システムをつくっておりますし、都市型公設事務所と呼んでおりますけれども、そういうところで養成した人たちがかなり多く行っていますし、それからうちの事務所なんかもやっているんですけれども、こういうところへ行く人をしばらく引き受けて、日弁連から少し援助を受ける。それから一定期間おってもらって、こういうところへ行く。大体ひまわり基金は、2 年から 3 年おって帰ってくる人が多いですし、一部は定着していただいております。そういうことになっています。それで、この運動はこれからもずっと続けていかなければいけないというふうに思っています。

あと、少しこれと関連して、先ほどあまり話題に出なかったというので、資料 30、31、32 という、われわれとしてはここは力を入れたいところなんですけれども、実は、地方へ行きますと、弁護士がいなくても、支部があっても裁判官がいなくて

ころが、これは本当は支部があったら1人ずつ裁判官がおってほしいというのがあるんですけれども、そうでなくてもせめて週1回ぐらい、あるいは週2回ぐらい開いてくださいと。紋別なんていうところは、たしか月に1回しか来られない。1か月に3日集中して来られるんですね。そうすると、そのときに例えば極端な話ししますと、弁護士が1人風邪引きちゃうと、1か月刑事裁判延びちゃうとか、それから裁判官が何かの都合で来れないと、1か月間裁判が延びちゃうわけですね。そういうことも極端な場合は起こっていて、この弁護士ゼロマップというふうになっているのは、これは常駐していないという意味なんですけれども、常駐していない意味もいろいろありまして、本当にひどい地域はそういうような地域もあるということで、私どもとしては弁護士ももちろん努力しなければいけないのですけれども、実はこういう本当のインフラですね、インフラが整備されないといけないと、本当の意味の地方の人たちの法的サービスは受けられないのではないかと、うふうに考えています。

それから、31ページ、32ページは、検察官のいろいろ関連した資料ですけれども、警察署はありますけれども、検察官はいない地域はたくさんあります。これもわれわれは検察官と対立しながら弁護していくということで、検察官がいないとハッピーになったという、そんなことは全然ありませんで、これはやっぱり犯罪取締だとか、適正な刑事司法は必要であることは、当然われわれそう思っています。その中でわれわれは弁護士が検察官のやりすぎだとかチェックしていくというのが、われわれの役目ですので、こういう方がきちんとやっぱり全国にいていただきたい。

私どもとしては、当面こういうことで、弁護士のほうも努力しますし、まだ不足しているというのは、私ども自覚していますけれども、実はこういう問題もあるんだということも、少しご理解いただければと思います。

それから、もう少しで私の説明終わるんですけれども、今まで日弁連は運動としては地裁の支部単位でゼロとか1をなくするという運動を基本的な政策としてきました。ところが、地裁の支部というのは、大きいところ小さいところたくさんありまして、相当のたくさんある市があるので、その中で支部のあるところにはあるけれども、そのまわりの周辺にはまだ弁護士がいなかったとか、そういうことでまだまだ弁護士は、もっともっと市民の身近なところに入っていかなければいけないということを思っていて、例えば地裁じゃなくて、簡易裁判所の単位ではどうかとか、あるいは市だということと通常は3万人ぐらいいらっしゃるわけで、それぐらいのところには1つの事務所が必要ではないかということで、目標値をもう少し高いレベルに上げるということで、ワーキンググループつくって、ぜひ来年度中ぐらいには、日弁連の意見としてまとめたいということでありまして、その件について、また皆様のご意見を今日いただければありがたいということでございます。

私のほうの説明終わりますので、林と言いますけれども、林はいわゆるひまわり公設で行って、先ほどの人たちと同じような話をするかもしれませんが、これからはもっとリアルな話を。

(林十和田ひまわり基金法律事務所前所長)

皆様はじめまして。弁護士の林と申します。現在は弁護士7年目でございますが、弁護士3年目から5年目にかけて、青森県の十和田ひまわり基金法律事務所という弁護士過疎地にある事務所で勤務しておりました。現在は東京で稼働しておりますけれども、出身も東京でございます。青森県には全く縁もゆかりもない段階で赴任をいたしました。私が赴任をしたのは平成17年12月から20年3月までですけれども、その当時の青森県の弁護士過疎地の状況について簡単にご説明できればと思っております。

青森県は当然本州の一番北の端にございますが、当時人口約150万人で、弁護士人口というのは46人でした。私が赴任したときには弁護士1人当たりについて3万人の市民を相手にするという状況です。ちなみに、参考までにその当時の状況として東京では弁護士が既に1万人おりましたので、約1,000人に1人ということで対応できていたということになりますので、約30倍の状況でございました。

その中で、私が赴任をしていた青森県十和田市というところは、青森県十和田市と米軍三沢基地のある三沢市、それから各関係市町村を考えると17万人いらっしゃったのですが、そこに弁護士が1人もいらっしゃらない状況でした。ですので、ある意味ではそういう意味では弁護士過疎地というふうに言われているのですが、ただ、やはり地方の地域の中核的都市に裁判所の支部がありますので、司法書士の方も10人以上いましたし、税理士の方も数十人いらっしゃった。ただ弁護士がいなかったというところでございます。

日本の地図で、こちらのほうで見させていただくと、これはパンフレットになりますけれども、十和田市というところはどうしても十和田湖のすぐ近くというふうに、地図上でもこういうふうになるんですけれども、やはりここは非常に広いものでして、十和田市といっても、1時間ぐらい十和田湖から離れたところに行政の中心地はございます。私としては既にスタッフの弁護士の先生、谷口先生や鎌田先生、それから太田先生がお話しされていることよりは、ごくまともなというか、本当に一般的な弁護士の活動をしていたということになっていきます。一言で申し上げれば、要は弁護士としてある意味では当たり前活動をその地域ですることが、何より重要であるということ強く感じたところです。要は、既に述べられているかもしれませんが、する必要のない我慢を強いられている方に対して、弁護士が行くことによって、そしてアドバイスをすることによって、実際にそれでリーガルサービスを提供することができたということです。

私自身が赴任をした当時は、まだ法テラスがございませんでした。なぜ、ひまわり基金法律事務所に行こうかと思ったかと言えば、聞こえはいいかもしれませんが、地道なところで一生懸命やって、そして弁護士として経験が2年、3年というところであってもお役に立てるというところに、非常に魅力を感じたからです。2年目、3年目の弁護士が、現在も赴任して法テラスの方もいらっしゃっていますが、ひまわりというのは法テラスよりも若干、数年早く設立されています。そういった意味では、ひまわりでの各地の弁護士の先生方の活躍によって法テラスというものができたという、その1つの要因にもな

るのですが、2年目、3年目の弁護士が行って何ができるかということは、その地域の先生方、それから地域の市民の方々との連携。

ただ、私自身行って見て、ある意味で強く思ったことは、やはりいいよりは必ずいたほうがいいというのは持論にもなりますし、実感したところでは、行って実感したこととしては、人が住んでいる地域というのは、都市部、過疎地もありますけれども、住んでいる世の中でトラブルというのはお金の問題、財産の問題、人の問題、家族の問題、それから刑事、概ねこのような事件です。こういったところというのは、大都市部であろうが、地域であろうが、過疎地であろうが、あまり変わりがあるものではありません。もちろん額の問題ですとか、それから最先端の議論というのは、都市部のほうが傾向として顕著であるかもしれませんが、少ないお金のトラブルであっても、やはりそのトラブルによっていろいろな意味で地域で問題が生じてしまうことがございます。こういったところについて、弁護士として赴任をしてみて、お役に立てたというふうな実感がございます。

実際に東京で私はその前に仕事をしていたのですが、こういう弁護士の仕事というのは、やはりオーダーメイドの要素が強くなりますので、こういったところで東京で仕事をするときには、年間で約30件から40件ぐらい仕事を抱えて、それで1つ1つ事件を処理するというのが、平均的な弁護士さんかなというふうには思っておるのですが、行って見て感じたこととしては、まず相談が非常に多かったです。どれぐらい多かったかと言えば、私の過去の統計では、赴任して1年目は年間324件、通常の弁護士というか、赴任する前の10倍の相談をお受けして、それと同じぐらいの件数を事件としてお受けしております。刑事事件というのもございまして、これについても赴任する前は年間5件から10件あるかないかというところでありましたけれども、青森に赴任をしてからは年間で46件とか50件とか、そういった形で対応することがありました。

その傾向というか、派生的な問題としては既にお受けしている事件を抱えて、その事件を処理する一方で新規の相談がひっきりなしに来るということになりますので、相談としてお待ちいただく期間というものが、現実として存在してしまいます。私が申し訳ないと思いつつ、長いと思っていたところが、最大2か月待っていただくを得ないというような状況がございました。現在は青森県の十和田市にも弁護士の方が増えまして、十和田支部管内で4人に増えましたので、そういった意味では4万人に1人の割合にはなっておりますが、今なお相談自体は、私の後任に伺えば、やはりすぐに入るというわけではなくて、数週間は待っていただく状態であるということでございます。

その多くの事件を受ける中で、やはりとてもつらい状態としては、先ほど2年目、3年目でもいたほうがいいという話はしましたけれど、やはり経験がないことによって、自分ではなかなかコントロールできない、自分ではなかなか仕上げることができない事件もある一方で、私がお受けすればと、不遜な言い方ではありますが、お受けすれば容易に解決する事件であっても、大量に来てしまうことによって、それすら受けられないという状態がありました。とりわけ私が赴任をした当時というのは、まさに多重債務、借金の

問題が多ございましたので、やはり印象に残っているのは、相談してきた方の中で、首筋を見せられまして、もちろん青森なのでなまりがあるんですけど、実は首つり自殺をしましたと。したけれど、ロープが切れて、ここに跡が残っていますけれども、死ぬ前にどこかで話を聞いて、このひまわりに来ましたという形でご相談を受けたと。それは当然若いときでもありますけれども、非常にショックとして残りました。それは最終的には、借金という重たい荷物を抱えている方々にとって、その荷物を一旦まず近くでおろして、その上でどうしても背筋が下向きになってしまう方々が多いところではございますが、その下向きの姿勢を一回荷物をおろすことによって前を向いてもらって、そして新たに前を向いたスタートをしてもらうということ。そのアドバイスをするとということで、何とか対応をしていくということでもあります。具体的にはその方の場合には自己破産という手続をとらせていただいた上で、生活の再スタートのときに収入を得ながら、その収入の中でバランスの中で生活をしていきましょうということに継続的にアドバイスをしながら、立ち直っていただいたという経過がございます。

これに限らず、やはり日々多くの問題で4、5人の方に借金の問題の相談を受けて、その中で新たに再スタートを切るとか、もう一回やり直すとかということをおアドバイスしていたところがあります。

他方で、弁護士過疎地であれば、やはりそうなんですけど、収入というのは東京に比べて格段に低うございます。その中でやはり悩ましい問題として大きかったのは、離婚ですとか、お金がないことによる刑事事件、このあたりについてもやはり非常に多かったところです。とりわけ過疎地は、言葉はよくありませんけれども、男性優位の現状がございます。このようなところで女性が不当に虐げられてしまっている。要はだれにも相談ができないですとか、殴られるのは当然であるというようなことで、なかなか相談に行けなかった方が、今まではある意味では相談できなかった方々がお越しいただいて、そこの中であるべき権利を回復していく。それから再スタートを切るためのアドバイスをしていくというようなことがございました。

やはり弁護士過疎地で1人であるということになると、自分が受けなければ誰が受けてくれるのかというような強烈なプレッシャーというの、それなりに感じていたところではありますけど、ただ他方で、先ほどお話し申し上げたとおり、非常に自分で本当にできるのかというような不安との闘いではありました。

当然高齢者の問題ですとか、消費者問題というのも多数ございました。消費者の問題に関しては、関係自治体としては、近くに八戸市役所がありましたし、青森県の消費者生活センターというところともご相談の連携をお受けしたりというようなこともございます。する必要のない我慢ということで先ほどお話し申し上げましたけれども、よく題材に出されるところでは、相談の方が、先生、200万円の訴えを起こされていますということで、よくよく見てみると、元金は50万円程度、いわゆる遅延損害金、遅れている利息が150万円ついていますと。これは1年目の弁護士や、ある意味ではロースクールの生徒であっても

わかるような問題です。遅延損害金が 150 万円つくというようなことは、現在の日本の社会において一般的な法定利率で考えると、10 年以上の延滞を行っているような傾向が見られます。会社が株式会社であれば、商事消滅時効とって時効の制度は 5 年です。これをある意味では何もしなければ、判決で取られて負けてしまえば 200 万円払わなければいけない。しかし、商事消滅時効ということのある意味では弁護士が内容証明や通知書を 1 本書くことによって、その負債自体を減らすことができる。その 200 万円の訴えを起こされた方もずっと逃げ回っていらっやって、それで住民票をたまたま変えてしまったところで、業者に把握されてしまって訴えを起こされた。こういった本当に弁護士でなくてもそうですけれども、弁護士がいることである意味では生活のサポートということ、それからトラブルの解消、する必要のない我慢を解消することができるということを肌で感じたエピソードとしてはあります。

他方で弁護士が 1 人であるということは、その地域でとすれば地域内権力として自分が君臨というわけではありませんけれども、自分がある意味では法律の知識の最上限であるということも感じるようになります。当然裁判所や検察庁というのもありますけれども、やはり地域等の方々が一番最初にご相談なさるのが弁護士になりますので、そこであまり横柄な態度は当然とれませんけれども、ある意味では勝てる事件、だけれども本当に勝ちすぎていいのかどうかというような悩みというのもありました。

エピソードとしては、東京であれば、例えば弁護士さんが内容証明郵便を相手方に送ります。そこで何百万円請求しますと言われたときに、たいてい相手方にも代理人の弁護士がついて、それは払いませんと。そこから交渉が始まるというようなことがございます。ただ、私が経験がしたところでは、やはり 200 万円を払ってほしいということで内容証明を送ったら、次の次の日くらいにはもうすぐに払いますというふうに来られた方がいます。もちろんこれは正当な権利の行使なのでなかなか何とも言えないんですが、この怖さというのは非常に実感したところではあります。

要は、弁護士から見ればする必要のない我慢をするということはそうですけれども、地域市民の方から見れば、選択肢の問題だと思っています。東京であれば大都市で 1 万人の弁護士がいて、その中で自分に合った弁護士を選ぶことができるということにはなりません。ただ、過疎地であればそこに弁護士が 1 人もいないというのが一番悩ましいことではありますけれども、1 人であり、もしくは 2 人。それが例えば男性の弁護士なのか、女性の弁護士なのかというようなことも、傾向としては当然あることです。

弁護士がいることによって、もちろんトラブルが増えたというようなことが言われる、陰口を叩かれているところがあるかもしれませんが、私自身が行ってみて、その点については、やはりそれ以上に弁護士として役に立てる、お役に立てる分野があるのではなからうかというふうに感じているところではございます。簡単ですが。

(片山議長)

ありがとうございました。それでは、いかがでしょうか。今伺った件について。

(中川委員)

では1つだけ。広報の問題とも関係すると思うんですけど、ひまわり公設事務所、ひまわり基金というのは、私は非常に高く評価しているんですが、短期間の間によくこれだけ制度的なものを含めてきちんとおやりになったなど。非常にこれはいい制度だと思っています。ただ、これが一般の市民にどの程度そういう日本弁護士連合会が貢献したのかということが、あまり知られていないんじゃないかという気がするんですよ。しかも、その基金の出元というのは、いわば1人ひとりの弁護士さんの手弁当といいますか、浄財というか、そういうもので成り立っているわけですよ。これをどれだけの人が知っているのだろうかというのが1つですね。

それから、さっきお話に出た援助業務もそうなんです。これもほとんど知られていないんじゃないかなという気がいたします。これも同じように、弁護士さん個人の浄財というか、懐から出ているわけですよ。これを大々的に別に広報する必要はないと思うんですけど、ほとんど知らない人が多いというのも変な話なので、それなりにこういう活動をしているんだということは、やっぱり一般の人に知られてもいいんじゃないかと思います。

今のお話もそうだし、さっきの司法支援センターの若い方の活動も、それなりにそれは立派なだけけれど、むしろこっちのひまわりとか援助業務とか、こういうことをパーンとやっているぞという、これが日本弁護士連合会の仕事の1つなんだということをもうちょっとPRされてもいいんじゃないかという気がいたしますけれども、他の委員の皆さん、どうですかね。

(豊副議長)

すみません。私、司法記者のOBとして、中川委員の質問に1つお答えすると、多分日弁連はPRをしているとは思いますが、われわれマスコミの側というか、記者の感度が少し鈍いような気がします。私も司法クラブにいた頃は絶えず資料いただきましたし、2000年頃、紋別と対馬に行って、まだスタートしたばかりの頃のひまわり基金の事務所ルポを書いた記憶もありますが、きちんとフォローできませんでした。日弁連サイドの問題というより、むしろマスコミのサイドにも多々問題があるのではないかなと思います。私自身の反省も含めてちょっと後輩の記者にも言っておきたいです。正直それは率直な感想であります。

(片山議長)

私は、弁護士会のPRの効果があまりうまく浸透していないという面もあると思うんですね。というのは、広報媒体というのはやっぱり限られた人たちしか読みません。業界紙でしようから。そうすると一般のところにはなかなかこういう情報は伝わらないという面があるとは思っています。

ただ、さっきもちょっと言いましたけれど、自治体の感度が鈍いという面もあると思うんですね。リテラシーが低い。というのは、例えば似たような問題で医師不足というのがかつてあって、今もありますけれども、医師不足は、非常に鋭敏にとらまえるんです。で

も、考えてみれば病気を治す、病気を予防するという医師の役割。それから法的トラブルを解決するという法曹の役割。法的トラブルに陥らないように予防するという、社会のインフラ、生活基盤。インフラとしては似たようなところがあるんですけど、自治体は医師不足は非常に鋭敏にとらえて、かなり以前からいろんなことをやってきて、手を打っているんですね。例えば医療過疎のところには、自ら自治体が大学をつくって、自治医科大学というのをつくって、そこで医師養成をして、それで過疎地に10年勤務することを義務化したりしているんですね。費用は全部都道府県が出しているんですよ、丸抱えで。

一方、法曹過疎は、皆さん方が出してひまわり基金とかやっているわけだから、これ医療過疎になぞらえれば、医師会が負担しているようなことなんですけど、医師会は絶対そんなことしません。この違いを理解するのは容易だと思うんですね。実はそういう問題あるんです。清原さんはもう帰られましたけれども、自治体には実はそういう側面があって、あるところにはすごくのめり込んでいろんなことをやるんです。それは公共事業もそうなんですけど、ところが国の仕事に関係するところ、司法なんかまさにそうなんですけど、いたって冷淡なんですよ。非常に観念論的に整理してしまっていて、それは私たちの仕事じゃない。住民が実はユーザーで、住民が困るか困らないかという話が原点にあるのに、峻別してしまうんですね。これをやめなければいけないというのが、私の年来の、現職だった頃からの考え方なんです。そういうのが背景にあるものですから、この司法の問題ももう少し自治体がコミットする面が財政的にも人的にも、それからそれ以外の気配りなんかの面でも、コミットする面がもっとあってもいいなという気がするんですね。だから、これからも宣伝されるときに医師会と弁護士会との対応の違いを鮮明に打ち出されれば、比較的容易に理解されるんじゃないでしょうか。

(古賀委員)

関連していいですか。今、おっしゃったとおりで、私もこういうのはじめて知りましたが、けれども、本当に医師の地域偏在を思い浮かべたときに、ずっと日弁連の方、頭下がるようなことをやっておられる。そのPRとともに、私は自治体とか、あるいは国に対して補助を要請するとか要求するとか、そういうことはできないのか。あるいはそういう検討をされたことがあるのか、その辺はどうなんでしょうか。

(細井副会長)

一定の範囲はありますよ。法律相談センターをつくった頃は、自治体はかなりありまして、援助していただけませんとか、あるいは無料相談の券をつくりまして、自治体に買っていただいて、その券を持ってくればただとか。ただ片山議長のところなんかは援助を直接いただいたというふうに伺っていますが

(片山議長)

しました。初度調弁費と称して。図書代などをしましたね。

(丸島事務総長)

県では鳥取だけじゃないですか。他にあるんですか。

(細井副会長)

山形なんか少しあるんですけど、まだまだそれは少なく、もう1桁ぐらい上げていただくと、すごく問題解決できるんですけど。

(片山議長)

鳥取県は、日弁連の支援を受けた事務所を弁護士さんが開設するときに、これは地域の問題だということで、200万だったでしょうか、それぐらいを支援したんですよ。ただし、だからといって、県に対する訴訟は全く遠慮はいりませんからと念押しをしました。

(丸島事務総長)

それはすばらしい。

(松永委員)

この資料を見せていただいて、1993年7月から2010年2月のわずか6年半の間にゼロ支部がゼロ過疎になり、ワン支部がもうそのメドがついているという。これだけ、合わせると75か所が多分1か所とか、そこまで来たということは、これはもう脅威的な数字だと思うんですね。でも、それなのにマスコミも感度が低く、自治体も感度が低いということは、これだけの実績を上げながら、伝え方がまだ弱いのではないかと。そこで伝え方の工夫をされると、マスコミも飛びつくし、自治体もその意識が高まると思いますので、ぜひこのデータの裏にあるところをもっと掘り起こしていただきたいと思います。

(長見委員)

基本的には、私、この前回お願いした法教育というんですか、法律というものがどんな個々人に必要なものかと。どういう利用の仕方ができるかということが、やっぱりもっと世の中に知られないといけないと思うんですよ。だから、そうでないと離婚したくてもできないでいるとか、借金抱えて困っている人とか、相続でもめていても、どうしていいかわからないというような、そういう個々人の悩みに落とし込まれてしまっていることがすごく多いと思うんですよ。そういう全体的に法律の持っている権利とか義務とかというものが大事だというふうにもっと浸透すると、自治体もそういうことを守っていく必要がある、住民のそういう権利を守っていく必要が自治体としてあるという認識にもっと立てると思うんですよ。

でないと、私たちの分野、消費者分野でも、多重債務の問題なんてはじめは借金するほうが悪いみたいになっていて、だんだんいろいろな私たち消費者側の活動だけでは十分できないところを弁護士さんが入って、法律的に法律改正に持ち込むとか、運動と一緒にさせていただいて変わっていったわけですね。そうするとその多重債務問題というのは、個々人の問題だけではないんだというふうに変わって行って、行政的にも多重債務の相談とか出てきたわけですから、とにかく本当にもっと法律の値打ちというものをよくも悪くも、そういう値打ちをみんなが実感していく必要がもっと、活動として必要じゃないかなと思うんですね。

私たちもそういうふう動きをしようとして、だんだん個々人の消費者の問題ではなく

て、広い範囲でというやり方を増やしているんですけども、ぜひ日弁連さんも広い法律の効用というんでしょうか、利用しなければいけないんだということを大きく伝えてほしいなと思いました。

(豊副議長)

せっかくの機会ですので、弁護士過疎とは直接の関係ではないんですけども、司法へのアクセスという観点で提案させてください。これは個人的にたまたま労働組合の専従になって痛感しているんですけど、沖縄県の宮古島というところに宮古毎日新聞という小さな地場の新聞社があり、そこは本当に不当労働行為のオンパレード状態で、かつ契約社員の雇い止めが繰り返されたわけです。雇い止めはおかしいと、去年労働審判にもって行って、契約社員の職場復帰をさせたんですけど、そこで痛感したのは、労働審判は宮古には地裁の宮古支部があるんですが、結局労働審判をやるためには那覇まで行かなければいけません。宮古から霞が関までざっと300kmあるので、1万5,000円ぐらい片道交通代がかかるんですね。東京だと200円なので75倍、交通費だけで負担がかかって、宿泊すれば宿泊費もかかります。あとは、労働委員会に申立をしても、結局労働委員会にやっぱり飛行機で行かなければいけないということで、いろんなカンパとかでまかしたんですけど、相当お金がかかったんですね。組合も小さいので、ほとんどカンパがなければ組合財政も破綻しますし、結局声を上げることもできません。実は宮古にはひまわり基金の法律事務所もできていますし、支部もありますが、那覇に行かないと労働審判もできないし、労働委員会への申し立てもできません。

離島にいると権利を行使しようにも、行使できない状況があるということに、これは恥ずかしながら本当に気づかされました。多分同じような状況に置かれている人たちというのはたくさんあるんだろうなと思ひまして、何かわれわれもやっていかなければいけないのかなと思っているんですけども、そういうこともぜひ日弁連のほうでも議論なり視野に入れて、併せてやっていただければなと思いました。

(吉岡弁護士過疎・偏在対策総合政策検討ワーキンググループ座長)

吉岡ですが、過疎・偏在のワーキングで今何やっているかということ、16ページにあります。日弁連として過疎・偏在をどういうふうに行っているかというグランドデザインを来年の3月までにつくらなければいけません。

今のお話のように、弁護士がどんどんゼロワンを解消していく。しかし一方、先ほどありましたとおり、裁判所とか検察庁はまだまだ、この表を見ていただくとわかるとおり、1993年の弁護士ゼロワンがこれだけあったのとほぼ同じぐらい裁判所のほうのゼロワンが、対比すればわかると思うんですけど、あります。ですから、私たちが行くだけじゃなかなか過疎の問題を根本的に解決できない。中には長野県の大町というのは、昔は支部があって弁護士がいたんですけど、支部がなくなって、全部松本に統合されたために、大町には弁護士がいなくなっちゃったんですね。そうすると、今度私たちは支部のゼロワンの中に独立簡裁のところまで弁護士がいるようにすべきかどうかという議論をこれからしな

ければいけないんですけれども、一方はそうやってどんどんどんどん中央集権化して行って、そういうインフラがなくなっていくところまで、じゃあどこまでやるのかと。しかも、日弁連の、個人の会費でどこまでやるのかということを含めて検討しようとしているところでございます。貴重なご意見いただいて、そういうのを踏まえながら日弁連としてどうすべきかを考えていきたいと思えます。

(片山議長)

これは、以前は裁判所と検事の過疎の問題というのは、あまりクローズアップされていませんでしたけれども、ここまで弁護士側のほうが充足されてくると、その差が目立つようになりましたね。今度これも指摘しなければいけませんね。

今、吉岡さんがおっしゃったように、法務局、登記所なんかもそうなんですけれども、やっぱりかなり整理されてきてしまっているんですね。本当は一番の国の基礎インフラの1つだと思うんですけれども、そういうところが当面の財政難で整理されてきてしまっているんで、これは私はよくない傾向だと思っているんです。だから、ここまでくれば、今度は堂々と、国のほうに司法インフラ過疎解消ということを行う基盤ができましたね。

税務署なんていうのは、過疎というのはいないんですね。税務署過疎地域なんてないんですね。どなたかも言われましたけれど、税理士さんは必ずいるんです。私は東北のすごく田舎の小さい町の税務署長を30年以上前にやったんですけれども、そのときでも税理士さんだけでも二十数人いましたね。ずいぶん多いなと思いましたがね。ですから、そういう分野と比べると、司法に対する国の関心度というのはずいぶん違うなと思えますね。これは1つの重要なテーマですね。

さっき言われた月に3日間しか来ないなんていう、ベトナムだか中国の南部のほうでレポート見ましたけどね。

(林十和田ひまわり基金法律事務所前所長)

旭川本庁、旭川市から裁判官来られているんですけれども、バスで3、4時間かかるんですね。

(片山議長)

ベトナムのレポートそうでしたよ。

(林十和田ひまわり基金法律事務所前所長)

月に1回、第3火・水・木とかそういう形で。

(片山議長)

これ人ごとじゃなかったですね。日本でもあるんですね。

(丸島事務総長)

紋別ですか。

(林十和田ひまわり基金法律事務所前所長)

はい。

(片山議長)

ベトナムは出張裁判所でしたけどね。

(林十和田ひまわり基金法律事務所前所長)

裁判官が行ったりしています。

(丸島事務総長)

出張だとか巡回だとかね。

(片山議長)

いかがですか。よろしいでしょうか。では、この問題も数年前に比べると新たな領域に達したということですね。また別の新しい問題が浮き彫りになったということですね。どうもありがとうございました。

それではもう時間も経過しましたので、意見交換終わらせていただきたいと思います。

議長・副議長再任の件について

(片山議長)

次に議題3ですが、「議長、副議長の選任の件」をお諮りいたしたいと思います。市民会議規則第5条では、議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出するというようになっております。任期は1年ですが、再任を妨げないという規定になっております。平成21年5月14日開催の第22回より、ほぼ1年間私が議長を務めてまいりまして、豊委員に副議長を務めていただいておりますけれども、もしご意見がないようでしたら、誠に僭越でありますけれども、引き続き私どもが議長、副議長を務めさせていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。自分の口からは言いにくいんですけど。

(中川委員)

異議ありません。

(片山議長)

よろしいでしょうか。ありがとうございます。普通はこういうときはどなたから提案を頂くんですけども、それもサクラでみえみえですので、率直に申し上げました。ありがとうございました。今後ともよろしく願います。

その他

(片山議長)

その他何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

7 閉会

(片山議長)

それではこれで今日予定しておりました審議をすべて終了いたします。

次回の日程ですが、また事務局と相談をいたしまして、新しい執行部が決まられてから、改めて皆様にご照会をさせていただきたいと思っております。それでは本日の第25回日弁連市民

会議を閉会させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。(了)